

令和3年第4回矢掛町議会第3回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和3年9月2日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午後 0時10分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 野 通 彦  
教 育 長 嶋 山 英 二  
企画財政課長 松 嶋 良 治  
健康子育て課長 小 川 公 一  
産業観光課長 妹 尾 一 正  
上下水道課長 平 井 勝 志  
矢掛病院事務長 稲 田 欽 也  
介護老人保健施設事務長 丹 下 裕 之  
総務防災課長代理 立 川 人 士  
企画財政課財政係長 石 井 亮太郎

総 合 政 策 監 安 部 正 和  
総務防災課長 堀 賢 一  
町 民 課 長 妹 尾 茂 樹  
福祉介護課長 稲 田 由紀子  
建 設 課 長 渡 邊 孝 一  
教 育 課 長 藤 原 徳 忠  
会 計 管 理 者 奥 村 栄 治  
矢 掛 寮 長 西 山 弘 之  
企画財政課長代理 河 上 昌 弘

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第56号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第57号 教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて
- 日程第6 議案第58号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第7 発議第4号 矢掛町長の専決処分事項の指定について
- 日程第8 議案第59号 令和2年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
- 議案第60号 令和2年度矢掛町病院事業会計決算認定について
- 議案第61号 令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
- 議案第62号 令和2年度矢掛町水道事業会計決算認定について
- 議案第63号 令和2年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
- 報告第4号 令和2年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について
- 議案第64号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第65号 矢掛町地域農産加工所設置条例を廃止する条例制定について
- 議案第66号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 議案第67号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第68号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第69号 工事請負契約の締結について（地方創生道整備推進交付金事業 うぐいす橋上部工架設工事の請負契約の締結）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開会

**○議長（土田正雄君）** 皆さん、おはようございます。

9月に入り、少しずつ秋の気配が感じられる時候となりました。しかし、まだまだ暑い日が続いておりますので、今後におきましても体調面に十分御留意いただきたいと思います。

さて、本日は何かと御多用のところお繰り合わせ御出席をいただき、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第4回矢掛町議会第3回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本定例会を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土田正雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番山野豊久君と、1番田中輝夫君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（土田正雄君）** 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日2日から15日までの14日間といたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から15日までの14日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（土田正雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告をしていただきます。町長。

○町長（山野通彦君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第4回矢掛町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも御多忙な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さて、この夏の東京オリンピックにおいては、日本選手の大活躍により、メダル獲得数は過去最多の58個を記録いたしました。

なかでも、当町出身の板野 陽選手が、ハンドボール女子日本代表おりひめジャパンの一員として出場し、好セーブを連発する姿は、多くの人に勇気と感動を与えてくれました。

また、パラリンピックにおいては、本町はイタリアのホストタウンに登録しており、新型コロナウイルスの影響で直接交流ができない中、アスパラガスやズッキーニなどの町特産野菜をキャンプ地へ送ったり、インターネットを利用して事前合宿中のイタリアのパラリンピック選手とオンラインで交流を図

ったり、シッティングバレーの試合を観戦して、代表選手の応援をいたしました。

今月5日まで開催されているパラリンピックにおいても、出場選手の奮闘を願っているところでございます。

こうした中、国内の動きを見てみますと、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、影響が全国各地に広がっております。岡山県でも、先月27日から緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出の自粛など、再び厳しい制限が要請されております。

矢掛町では、新型コロナウイルス感染症予防対策及びワクチンの接種について、後ほど報告事項にて詳細は申し上げますが、町内医療機関の御協力により、非常に順調に進めております。町民の皆様には、引き続き、三密の回避や手指消毒などの基本的な感染予防対策とともに、感染拡大地域との往来自粛など命を守るための対策の徹底をお願いいたします。

また、先月中旬には、日本列島に前線が停滞し、長期間、広い範囲で雨となり、西日本を中心に記録的な大雨となりました。ここ数年、予想を超える気象現象が起きている中で、気を緩めることなく、自助・共助・公助の連携の中で、町民の皆様と日頃の災害に対してしっかりと備えていく体制づくりを、引き続き進めてまいりたいと思います。

その中で、今回も災害事業が出てまいりましたが、急遽、ぎりぎり今回の補正予算に計上させていただいております。

そして、今年度も5か月が経過いたしました。事業の当初計画に従い、繰越事業も含めて順調に進めている状況で、国の政治状況など大きな変動要因を含んでいる状況でありますだけに、できるだけ多くの情報を収集し分析しながら、今後に向け、適切に対応していかねばならないと考えております。

どうか議員の皆様におかれましても、それぞれのお立場で御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、今定例会で御審議いただきます案件は、人事案件について3件、令和2年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定について5件、各会計の決算に基づきます健全化判断比率等の報告について1件、条例の一部改正・廃止について2件、過疎計画の策定について1件、一般会計ほか補正予算について2件、工事請負契約の締結について1件の計15件でございます。どうか適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けいたすことにしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。

まず、報告第1号、ワクチン接種のお礼とワクチン接種を含めた感染症対策に対するお願いでございます。今年5月17日から開始いたしました新型コロナワクチンの接種についてでございますが、8月22日で農村環境改善センターでの集団接種を終了し、10月1日をもって町内の医療機関での個別接種を終了いたします。これまで、ワクチン接種に御尽力いただきました矢掛病院を始め、町内各医療機関の先生方、医療スタッフの皆様には感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、集団接種は、町民の皆様にとっては、あまり経験したことのないことであつたと思いますが、接種の予約や事前の準備など丁寧に対応していただき、会場ではスタッフの指示に従ってスムーズな運営に御協力をいただきましたこと、ありがとうございました。おかげさまで、接種対象者への接種率は当初計画の70パーセントを超え、最終的には80パーセント程度まで伸びるというふうに見込んでお

ります。参考でございますが、高齢者につきましては、計画値を大幅に超えて約90パーセント近くの接種率となる見込みでございます。全ての皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

次に、ワクチン接種の背景とお願いということでございます。新型コロナウイルス感染症についてでございますが、現在、変異株であるデルタ株が全国的に拡大しております。デルタ株は、感染した場合のウイルス量が、従来のウイルスの1,000倍とも言われており、非常に感染力の高いウイルスでございます。

全国で新規感染者が急増し、感染者の増加に伴い、重症者数も急激に増加、過去最大の規模となっております。また、療養者数の増加に伴い、入院等の調整中の者の数も急速に増加しているため、保健所などの公衆衛生体制や入院などの医療提供体制が首都圏を中心に非常に厳しくなっており、災害時の状況に近い局面が継続しております。

そうした中、岡山県でも8月に入って感染者数が急増し、8月20日からは、まん延防止等重点措置地域に、8月27日からは緊急事態措置区域に指定され、不要不急の外出自粛や飲食店での酒類の提供禁止、営業時間の短縮などの要請が出ております。9月12日まで。岡山県の医療提供体制は、8月25日現在の療養者数は、1,893人で内240人が入院となっており、病床使用率は43.1パーセントでステージⅣという状況でございます。

矢掛町においても、9月1日までに岡山県が公表した矢掛町の感染者数の合計は42人でありまして、昨年の始まりから7月までの合計が16人であったものが、この8月に入って26人という事態であります。その26人のうち9人が、会食が原因で矢掛町初のクラスターとなっております。比較的ワクチン接種率の低い20歳代の感染が多いというのが特徴でございます。

この26人の内訳を申しますと、10歳未満。10歳未満が3人。10代が1人。20代が11人。30代が2人。40代が3人。50代が4人。60歳以上が2人という内容でございまして、非常に若い層に多いということでございます。

それで、昨日、子どもさんの感染も増えておりまして、矢掛町の小学校で学年閉鎖をいま、実施中があります。また、感染者になられた方は、自宅の療養となっております。

そこで、ワクチン接種についてでございますが、御本人の希望により行うものではございますが、万一感染した場合、御本人だけでなく御家族や友人、職場や地域の方々に広がってしまう可能性が高いウイルスでございますので、接種することが可能であれば、できるだけ早めにワクチンを接種していただきたい。これがお願いでございます。

なお、ワクチンについてでございますが、国は9月末までに全国全市町村に接種対象者の80パーセント分のワクチンを供給するというふうに報道されております。矢掛町は、もう既に80パーセントの確保をしております。という関係から、今後のワクチンが困難なという状況で、現在のところ、皆さんには、新規の予約受付を今ストップしております。

しかし、町といたしましては、ワクチンの接種を希望される方がいらっしゃる限り、国や県に対してワクチン供給の要望をしておりましたが、昨日、確認いたしましたところ、町の要望どおり確保の見通しが立ちましたので、今後、ワクチン接種を希望される方は、町の発信する情報に注意していただき、機会がまいりましたら予約の上、ぜひ、接種していただきたいと思っております。

また、報道でもございますが、ワクチンを2回接種したら大丈夫と言う方もおられると思いますが、これはそう簡単ではなくて、どこまでも、2回接種しとろうとも、基本的に忠実な行動を取ってい

ただきたいと思います。つまり、命を守る行動でございますので、よろしくお願いをいたします。

報告第2号、小惑星“Yakagehonjin”誕生について、御報告申し上げます。

このたび、NPO法人日本スペースガード協会より、小惑星が“Yakagehonjin（やかげほんじん）”に命名されたとの連絡がありました。

NPO法人日本スペースガード協会は、天体の衝突という地球規模の災害から地球環境を守ることを目的として、地球に衝突する可能性のある小惑星、彗星などの地球接近小天体の発見、監視や、これらの天体に関する広範囲な研究や啓発活動などを行っている組織であります。

平成31年1月には、同協会が町教育委員会と連携し、矢掛小学校で特別授業が実施されています。

同協会が平成12年8月6日に発見し、命名の権利を持っていた小惑星について、矢掛に関する命名の提案をしておりましたところ、このたび、“Yakagehonjin（やかげほんじん）”に命名されたものであります。

なお、この命名決定を受け、今月下旬に、同協会から矢掛町へ、命名の報告及び記念品贈呈が行われる予定となっております。

今回の命名を機に、町民が星や天体に関心を持つきっかけになることを期待するとともに、さらに魅力あるまちづくりに活用していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

報告第3号、自治協議会主催町政懇談会の中止について、御報告申し上げます。

自治協議会主催の町政懇談会につきまして、去る7月28日に開催されました、自治協議会連絡会議において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度も町政懇談会を中止することとなりましたので、御報告申し上げます。

報告第4号、令和3年秋の交通安全県民運動の実施について、御報告申し上げます。

毎年行われております秋の交通安全県民運動が今月21日の火曜日から30日の木曜日までの10日間、“思いやり ゆとりは 無事故へ つづく道”をスローガンに、県下一斉に行われます。

矢掛町では、秋の交通安全県民運動期間中、交通安全推進大会を実施するとともに、警察署や交通指導員等関係者と協力しながら、交通事故ゼロを目指し、さらなる交通安全の周知徹底を図ってまいります。先の春の交通安全では、非常に優秀な成績で、1件だけの好成績に終わっております。

町民の皆様には、改めて、交通ルールは絶対を守る、自分の安全は自分で守る、そして事故は起こさないという、強い気持ちを持って、交通事故防止に努めていただきたいと思います。どうか、議員の皆様も、それぞれのお立場で、引き続き、交通事故ゼロをめざし、御協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

報告第5号、特別展“与 勇輝展 昭和の面影”の開催について。やかげ郷土美術館では、10月9日から11月14日まで、特別展“与 勇輝展 昭和の面影”を開催いたします。

今回の特別展は、国内外で活躍する創作人形作家、与 勇輝氏の作品展で、布を使用した立体感のある作品で、布の彫刻と称賛されています。昭和の面影をテーマに、代表作約100点を展示いたします。これらの作品を通じて、美しく懐かしい昭和の日本の原風景を感じいただけたらと思います。観覧料は、一般800円、中高校生500円、小学生300円。

議員の皆様におかれましては、この機会にすばらしい作品の数々を御覧いただきますようお願いを申し上げます。かなり高度な展覧会でございます。

報告第6号、矢掛町協働のまちづくり表彰式の開催について、御報告を申し上げます。

来る11月6日土曜日役場3階大会議室で、矢掛町協働のまちづくり表彰式を開催いたします。この表彰は、町民を始め、さまざまな主体が取り組む、魅力あふれる地域づくりに顕著な功績のあった個人、団体を表彰しております。

その中で、末永三喜太賞として表彰をしておりますが、これは、本町出身の故 末永三喜太氏から、生前に御寄附いただいた財産で創設した末永基金を活用して表彰するもので、8020達成者表彰、社会福祉協議会会長表彰と合わせて行うものでございます。

この表彰により、一層、今後の本町の文化、スポーツ振興、地域振興につながっていくことを期待いたしております。

報告第7号、生涯学習のつどいの開催について、御報告申し上げます。

来る11月6日土曜日、やかげ文化センターで生涯学習のつどいを開催いたします。午前11時から、社会教育活動に貢献した個人・団体の表彰、小中学生による明るい家庭づくり作文及び町並み写生大会の表彰などを行い、午後2時から講演会を開催いたします。

講演会は、矢掛宿が重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことを記念し、奈良文化財研究所特任研究員であり、矢掛町保存審議会会長の島田敏男氏をお迎えし、“歴史から未来を創る 重伝建のまち矢掛の今と将来への展望”と題して講演をしていただきます。講演日には、各地の伝統的建造物群保存地区の写真パネルを展示いたします。

また、文化センターロビーでは、11月2日から11月14日までの間、各地区公民館の作品や児童・園児による町並み写生大会の絵画展示を行います。

町民、議員の皆様におかれましては、御家族、御友人をお誘い合わせの上おいでくださいますよう御案内を申し上げます。

報告第8号、NHKラジオ上方演芸会の公開録音について、御報告申し上げます。

来る12月3日金曜日、午後6時30分から、NHK岡山放送局及び矢掛町の主催により、やかげ文化センターホールで、NHKラジオ上方演芸会を開催いたします。内容といたしましては、数組の上方芸人による漫才、漫談など上方ならではの話芸の数々となっており、NHKラジオ第1で後日放送される公開録音でございます。

観覧を御希望の方は、往復はがきにて御応募いただき、抽選により、座席指定で御案内をさせていただく予定でございます。新型コロナウイルス感染症拡大状況によりましては、変更や中止となる場合もございますが、詳細につきましては、広報やかげ9月号に掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（土田正雄君） 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。

さらに、請願・陳情の提出がありましたので、請願・陳情文書配付表のとおり配付いたしておりますから、御覧ください。

また、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、併せて御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第56号 人権擁護委員候補者の推薦について

**○議長（土田正雄君）** 日程第4，議案第56号，人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** 日程第4，それでは、議案第56号，人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員であります、伊達佳枝氏、渡邊惣市氏、松村淳子氏の3名の任期が、本年12月31日をもって満了いたします。

このことに伴いまして、引き続き、矢掛町小田3500番地、伊達佳枝氏、矢掛町矢掛2514番地8、渡邊惣市氏と、新規に、矢掛町南山田712番地、加藤光子氏の3名を委員候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の御意見を承りたく、この議会に提出させていただくものであります。

経歴につきましては、お手許に配付いたしております資料番号1を御覧いただきたいと思います。

伊達氏につきましては、平成27年7月から、また、渡邊氏につきましては、平成31年1月から現職委員として、御活動いただいております。また、新任の加藤氏は、平成20年3月に矢掛小学校を退職されており、在職中は養護教諭として、児童と積極的に携わっておられ、3名とも、その豊富な経験をいかしていただきたく、推薦させていただくものでございます。

就任後の任期は、令和4年1月1日から、3年でございます。

なお現在、本町の人権擁護委員は、藤原立志氏、長屋裕介氏、山本静枝氏と、今回お願いしております3名の、計6名でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第56号は、原案のとおり同意することに決して、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第56号，人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第57号 教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて

○議長（土田正雄君） 日程第5，議案第57号，教育委員会教育長の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。ここで、本議案に関係のある嶋山英二教育長に退席してもらうため、暫時休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔嶋山英二君 退場〕

○議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君） 日程第5、それでは、議案第57号、教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

教育委員会教育長の嶋山英二氏が、令和3年9月30日をもって、任期が満了いたします。このことに伴いまして、引き続き、嶋山英二氏を任命いたしたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、この議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては、お手許に配付いたしております資料番号2を御覧いただきたいと存じますが、嶋山英二氏は、平成24年10月から教育長として在職いただき、学校教育及び社会教育全般にわたる課題解消と教育行政の発展に御尽力いただいているところであり、引き続きお願いするものでございます。

任期につきましては、本年10月1日から、3年でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（土田正雄君） 説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第57号は、原案のとおり同意することに決して、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号、教育委員会教育長の任命に同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

お諮りいたします。ここで、先ほど任命の同意をされた嶋山英二教育長に入場してもらうため、暫時休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔嶋山英二君 入場 挨拶〕

○議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

日程第6 議案第58号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

**○議長（土田正雄君）** 日程第6，議案第58号，教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** 日程第6，それでは，議案第58号，教育委員会委員の任命に同意を求めることについて，提案理由を御説明申し上げます。

矢掛町教育委員会委員の渡邊章子氏が，令和3年9月30日をもって，任期が満了いたします。

このことに伴いまして，新たに，矢掛町横谷1568番地，青江淳子氏を任命させていただきたいと存じますので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして，この議会で同意を求めるものでございます。

経歴につきましては，お手許に配付しております資料番号3を御覧いただきたいと思います。青江淳子氏は，昭和51年に幼稚園教諭に奉職され，以来，平成30年3月に井原市立西江原幼稚園園長を退職されるまで，長きにわたり学校教育に尽力され，豊富な経験を有しておられる方でございます。

任期につきましては，本年10月1日から，4年でございます。

なお，教育委員は現在，小川雅史氏，檜崎裕志氏，妹尾美智恵氏とこのたび改選されます青江氏の計4名でございます。どうぞ，よろしくお願いをいたします。

**○議長（土田正雄君）** 説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第58号は，原案のとおり同意することに決して，御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって，議案第58号，教育委員会委員の任命に同意を求めることについては，原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

日程第7 発議第4号 矢掛町長の専決処分事項の指定について

○議長（土田正雄君） 日程第7，発議第4号，矢掛町長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

なお，本案件に対する提出者からの提案理由の説明は，会議規則第39条第2項の規定により省略いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって，発議案提出者からの提案理由の説明は，省略することに決しました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 討論を終結いたします。

ただいまから、採決を行います。お諮りいたします。発議第4号は、原案のとおり決することに、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号、矢掛町長の専決処分事項の指定については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第8 議案第59号 令和2年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について

議案第60号 令和2年度矢掛町病院事業会計決算認定について

議案第61号 令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について

議案第62号 令和2年度矢掛町水道事業会計決算認定について

議案第63号 令和2年度矢掛町下水道事業会計決算認定について

報告第4号 令和2年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について

議案第64号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議案第65号 矢掛町地域農産加工所設置条例を廃止する条例制定について

議案第66号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

議案第67号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について

議案第68号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第69号 工事請負契約の締結について（地方創生道整備推進交付金事業 うぐいす橋上部工架設工事の請負契約の締結）

**○議長（土田正雄君）** 日程第8、議案第59号から議案第63号まで、報告第4号及び議案第64号から議案第69号までを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** 日程第8、それでは、議案第59号から議案第63号までの、令和2年度各会計の決算認定について、提案理由を御説明申し上げます。

一般会計及び特別会計決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定、また、企業会計につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、この議会に認定をお願いするものでございます。なお、決算書と併せまして、法令に基づきます主要な施策の成果に関する説明書と監査委員の意見書を提出いたしておりますので、御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、後ほどそれぞれ説明させますが、私のほうから、多少内容に触れさせていただきます。

まず、議案第59号、令和2年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についてでございますが、令和2年度の地方財政につきましては、引き続き公債費及び社会保障費の増傾向が続いていく中、大幅に地方財源が不足し、構造的にも極めて厳しい状況となっております。

しかしながら、本町では、目まぐるしく変化する国策にも十分配慮し、収入面の確保について、職員共々創意工夫をしながら、積極的に財源探しをする中で、体力のある財政運営に取り組んでまいりました。

また、令和2年度は年間を通じて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、社会・経済活動の停滞によりさまざまな影響を受けた町民や事業者への支援に、最大限注力したところでございます。感染拡大防止のために、各公共施設や小・中学校、保育園・子ども園において、徹底した感染防止策を講じたほか、各種広報媒体を活用した情報発信や、感染症下での災害発生に備え、避難所へ必要資機材を配備する等の対策を実施するとともに、特別定額給付金を始めとした町民への生活支援、事業継続特別支援金などによる町内事業者の経営支援、商工会のプレミアム商品券発行への支援等による経済対策など、さまざまな支援策を実施いたしました。

一方で、これまでの“やさしさにあふれ かいてきで げんきなまち”の実現と、人口増に向けた取組も進めてまいりましたが、特に、数年を掛けて取り組んでまいりました、道の駅 山陽道やかげ宿、市街地中心部の無電柱化、重要伝統的保存地区の選定の三つの柱が結実した、賑わいのまちづくりにおいて、大きな節目の年となりました。

その他のハード面では、運動公園線や土井行部線などの道路改良を始め、各小・中学校における高速Wi-Fi環境の整備、新小林住宅の建替えなどのほか、CO<sub>2</sub>削減のための文化センターや改善センターの空調・照明設備の更新、矢掛・小田の両地区における浸水対策を始めとした防災対策事業などの各種施策に取り組んでまいりました。

また、ソフト面では、町の基本計画である第6期振興計画の後期計画を始め、地域福祉計画や障害者計画などの基本計画を策定いたしましたほか、小・中学校の児童生徒へ一人一台のタブレット端末を整備いたしました。

そして、引き続き、自治協議会活動補助、地域福祉バスの運行、定住促進助成、子ども医療費の助成、結婚祝金、誕生祝金の支給などを行ったところでございます。

そのほか、介護予防、高齢者等見守りなどの高齢者福祉施策を始め、保健・福祉・医療の連携などによる保健福祉と健康づくりの推進など、住民生活に密着した各種施策に取り組みました。

その結果といたしまして、一般会計の決算規模は、歳入総額114億2,539万9,000円、歳出総額110億2,388万7,000円、差引き4億151万2,000円となり、昨年度に比べ歳入総額が21.3パーセント、歳出総額が27.6パーセントの増となっております。

そして、繰越明許費の財源6,001万5,000円を次年度に繰り越し、実質収支3億4,149万7,000円の黒字決算となりました。そのうち、法令等に依りまして、財政調整基金へ1億7,100万円を積み立てております。

特別会計につきましても、おおむね順調な決算となっております。

係数的な説明につきましては会計管理者が、財政状況につきましては企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第60号、令和2年度矢掛町病院事業会計決算認定についてでございますが、令和2年度の病院事業の主な取組といたしましては、新型コロナウイルス感染症への対応を最重要の取組とする中、継続して救急医療体制の維持、病床稼働率の向上に努めました。

しかし、患者数の減などコロナ禍における影響もあり、当年度の決算状況につきましては、収益的収

支で1,526万円の純損失を計上しております。

また、資本的収支では、コロナ対策に係る国からの補助金による感染防止のハード整備を始め、企業債や一般会計からの出資金を財源とした医療機器の更新と施設整備を行いました。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第61号、令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定についてでございますが、令和2年度の介護老人保健施設事業の主な取組として、新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止対策に努め、事業の継続運営を行いました。こうした中、収益的収支では、会計年度任用職員制度の施行に伴う特別損失や新型コロナウイルス感染症に対する感染対策経費の増加により純損失を計上することになりました。また、資本的収支では、オンライン面会の導入による新しい生活様式への取組を行うなど、施設の環境整備を行いました。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第62号、令和2年度矢掛町水道事業会計決算認定についてでございますが、令和2年度の水道事業の主な取組といたしましては、安全で安心な水の安定供給のため、老朽施設の更新や適正な維持管理に努めました。こうした中、収益的収支では、純損失を計上することとなりました。また、資本的収支では、将来の備えである老朽施設更新事業への設備投資を実施いたしました。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第63号、令和2年度矢掛町下水道事業会計決算認定についてでございますが、令和2年度の下水道事業の主な取組といたしましては、経営の効率化を目的とした農業集落排水処理施設統合事業などの実施や維持管理の適正化に努めました。こうした中、収益的収支は、純利益を計上することができ、資本的収支では、農業集落排水処理施設の統合事業、施設長寿命化事業、処理施設増設事業への設備投資を実施いたしました。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、報告第4号、令和2年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について、提案理由を御説明申し上げます。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものであります。

矢掛町の令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、指標の数値としてはいずれも、財政状態の危険度の基準である早期健全化基準、財政再生基準をはるかに下回っており、財政状態は健全であるといえます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第64号及び議案第65号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第64号につきましては、条例の一部改正に関するものであり、議案第65号につきましては条例の廃止に関するものでございます。いずれも、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第64号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等への傷病手当金の支給適用期間を12月31日まで延長するものでございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第65号、矢掛町地域農産加工所設置条例を廃止する条例制定についてでございますが、今回の条例の廃止は、矢掛町川面農産加工所を産業観光課から教育課へ所管替えすることに伴うものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長並びに教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第66号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、提案理由を御説明申し上げます。これは、令和3年4月1日に新たに施行された、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、この議会の議決を求めるものでございます。

令和3年4月1日付けで、矢掛町は引き続き過疎地域に指定されたことに伴い、新たに令和3年度から令和7年度までの5年間、事業展開を図るにあたり、過疎地域持続的発展市町村計画を策定するため、この議会に提出させていただくものでございます。なお、前法律と同様、この計画に基づいて行う事業の財源として、後年度に元利償還額の7割が普通交付税措置される、過疎対策事業債を特別に発行することができます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第67号及び議案第68号の各会計の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

いずれも、地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第67号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正額は、7億2,900万円の増額で、補正後の予算総額は89億2,000万円となります。

主な内容といたしましては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧いただきたいと思っております。

まず、防災対策といたしまして、総務費へ、B&G財団の助成金を活用した防災拠点の設置及び災害時相互支援体制の構築事業や、道路防災、浸水対策に要する経費を計上いたしております。そのほかには、総務費へ、公民館を始めとした町の公共施設への公衆無線LAN環境整備に係る経費を、農林水産業費へ、平成30年7月豪雨で被災した嵐山の崩壊対策に係る経費を、土木費へ、新小林住宅の太陽光発電設備の設置に係る経費を、それぞれ計上いたしております。この新小林住宅の発電設備というのは、これを設置をすることによって、財源が浮いてくるという、ある意味では財源対策にもなる施策であります。基金を活用してやるということでございます。また、諸支出金費では、将来の財政負担を軽減するために、前年度に借入れた過疎対策事業債の交付税措置されない分、すなわち、償還予定額の3割相当額を減債基金に積み立てるものであります。これを行うことによって、過疎債の借金額については、国とこの積立金で全額返済できるというものでございます。これをもって、昨年度事業において借り入れた過疎債につきましては、償還財源の積立てにより、将来負担を心配する必要がない状態となっております。

さらに、将来の財政負担軽減及び町債残高削減を目的とした計画的な町債の繰上償還を実施するため、公債費へ所要の経費を計上いたしております。できるだけ借金を返せる環境が整ったら、積極的に繰上償還をするように指示しているところでございます。

詳細につきましては、企画財政課長及び課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第68号、令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、保険事業勘定で、歳入歳出それぞれ1,800万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、19億8,600万円とするものでございます。

主な内容といたしましては、令和2年度の決算に伴う国、県、町及び支払基金の精算に係る補正でございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第69号、工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

これにつきましては、地方創生道整備推進交付金事業うぐいす橋上部工架設工事の請負契約の締結について、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、議案第59号から議案第69号までの提案理由及び説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 次に、議案の説明を求めます。会計管理者。

**○会計管理者（奥村栄治君）** 〔議案第59号について説明記載省略〕

**○議長（土田正雄君）** お諮りいたします。議案説明の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、11時まで休憩いたします。休憩。

なお、先ほど教育委員会委員の御同意をいただきました青江淳子さんが御挨拶に来られておりますので、議員の皆様にはこの後、議員控室にお集まりいただきますようお願いいたします。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、議案説明を続けます。企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** 〔議案第59号について説明記載省略〕

**○議長（土田正雄君）** 病院事務長。

**○矢掛病院事務長（稲田欽也君）** 〔議案第60号について説明記載省略〕

**○議長（土田正雄君）** 介護老人保健施設事務長。

**○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君）** 〔議案第61号について説明記載省略〕

**○議長（土田正雄君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** 〔議案第62号・議案第63号について説明記載省略〕

**○議長（土田正雄君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（松嶋良治君）** 〔報告第4号について説明記載省略〕

**○議長（土田正雄君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 〔議案第64号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君） 〔議案第65号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 教育課長。

○教育課長（藤原徳忠君） 〔議案第65号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。昼食の時間が迫っておりますが、このまま会議を続行したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、このまま会議を続行いたします。企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 〔議案第66号・議案第67号について説明記載省略〕

○企画財政課長代理（河上昌弘君） 〔議案第67号事項別明細について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（稲田由紀子君） 〔議案第68号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 〔議案第69号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 提案理由及び議案の説明が終わりました。

~~~~~

○議長（土田正雄君） 昼食時間を多少経過しましたが、会議の続行に御協力いただき、ありがとうございました。お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議を明日3日の午前9時30分から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、明日の午前9時30分から再開と決しました。それではこれをもって散会といたします。皆さんお疲れさまでした。

午後 0時10分 散会

令和3年第4回矢掛町議会第3回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 令和3年9月3日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午後 2時12分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |             |           |
|-------------|---------|-------------|-----------|
| 町 長         | 山 野 通 彦 | 総 合 政 策 監   | 安 部 正 和   |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二 | 総 務 防 災 課 長 | 堀 賢 一     |
| 企 画 財 政 課 長 | 松 嶋 良 治 | 町 民 課 長     | 妹 尾 茂 樹   |
| 健康子育て課長     | 小 川 公 一 | 福 祉 介 護 課 長 | 稲 田 由 紀 子 |
| 産 業 観 光 課 長 | 妹 尾 一 正 | 建 設 課 長     | 渡 邊 孝 一   |
| 上 下 水 道 課 長 | 平 井 勝 志 | 教 育 課 長     | 藤 原 徳 忠   |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也 | 会 計 管 理 者   | 奥 村 栄 治   |
| 矢 掛 寮 長     | 西 山 弘 之 | 総務防災課長代理    | 立 川 人 士   |
| 企画財政課長代理    | 河 上 昌 弘 | 企画財政課財政係長   | 石 井 亮 太 郎 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 一般質問 7番, 1番, 3番, 6番, 5番, 8番, 9番, 2番

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（土田正雄君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。なお、介護老人保健施設事務長より、本日の会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 7番, 1番, 3番, 6番, 5番, 8番, 9番, 2番

**○議長（土田正雄君）** 日程第1, 一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は8名の方々であります。質問の順序は、通告の順といたします。

まず、7番花川大志君をお願いします。7番, 花川君。

**○7番（花川大志君）** 議席7番, 花川でございます。質問に先立ちまして、本年5月17日から始まりました新型コロナウイルスワクチンの集団接種が、8月22日をもって終了されたとのこと。約3か月に及ぶ長きにわたり、献身的に御対応くださった医療従事者並びに会場運営スタッフの皆様。そして今回、諸々全体のお手配に鋭意取り組まれた町長始め町職員の皆様に、心から御慰労と感謝の意を申し上げます。引き続き行われる個別接種をもって、全町民の方々へ、今後も安心安全の感染症対策が行き渡りますよう、謹んでお願いを申し上げます。

それでは、通告にのっとり、コロナ禍がもたらした生涯学習停滞への対処及び町民が親しんできたさまざまな教養の場を復旧する取組等に関する方針を伺い、総じて感染症対策に依拠した新しい生活様式に対応した文化振興の環境整備について、教育委員会の御見解をお聞きしたく、早速質問を始めさせていただきます。

まず、本質問の要旨をお伝えする上で必要と考えるので、岡山県及び矢掛町を取り巻いたコロナ感染症拡大の経過を簡単に振り返らせていただきます。

2020年——令和2年1月30日、WHO——世界保健機関は、原因不明の肺炎の集団感染事例を新型コロナウイルス感染症とし、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当するとして、感染状況と、り患後の重症度から、地球規模での大流行——いわゆるパンデミックであると表明しました。

国内においては、コロナ感染の序章とも言うべき出来事、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号の乗客・乗務員の感染と船内隔離の事例から、短時間での重篤化などウイルスまん延と感染症拡大の恐ろしさが徐々に判明し、国民こぞって、できる範囲での衛生管理徹底に留意してまいりました。

当初、都市部など人口密集地域は注意が必要程度の感覚であったものが、徐々に地方にも感染が広がり、PCR検査の波及とともに、り患者増大が判明していき、ついに、我がまちでもウイルス陽性反応者が出たわけであります。

本質問において、直接関連するのはここからですが、前段申し上げました経過から、段階的な感性拡大の防止策を講じる中で、町は2020年——令和2年2月28日付で、新型コロナウイルス感染拡大の防止措置についてと題して、町内各所の公共施設を利用する全ての行事の原則中止及び不要不急の外出自粛を町民宛に通達しました。

これは、町民の暮らしを守り、安心安全を最優先する行政対応としてまことに適正な措置でありまし

た。しかし、依然としてコロナ禍は収まらず、岡山県は令和2年5月初旬、県下全域に緊急事態措置を公表し、感染拡大防止対策は強化の一途をたどりました。

これに準じて、矢掛町においても規模の大小を問わず、公式行事や各種会議体、また、さまざまなイベントが中止又は延期、あるいは規模縮小となっていました。

町立の小・中学校は臨時休校となり、本陣マラソンや大名行列といった町を挙げての催しは中止になるなど、今までに経験したことのない、感染症まん延防止という理由で、町民は見えない敵からの行動規制を余儀無くされたのでした。

こうした状況が長期間続く中、当然と言えば当然ですけれども、残念ながら、コンサートほか生涯教育や文化講座など、趣味や楽しみ、また、多様な学びと教養を深める集いの場は、不要不急の外出の対象という雰囲気が醸成されていきました。

賢明な矢掛町民は、緊急事態措置が解除された後も外出を控え、一部の団体を除き、再開された文化講座等々への参加者は、辞めた方も含め減り続け、結果として学びと教養を深める機会を残念かつ寂しい思いで参加や出席を諦めなければならない状況が繰り返されてきたのでした。

ちなみに、町民にとって、最も身近な学びと集いの場である公民館の令和2年度の活動報告を調べてみますと、町内7地区、いずれの公民館も計画された年間事業は、その大半が中止となっており、さらに、やかげ郷土美術館は、昨年度初旬の約2か月間が臨時休館となり、企画された特別展はほとんどでオープン式を中止し、開催期間も変更あるいは中止となったのでありました。なお、先月27日から県下に発出されたまん延防止等重点措置は、緊急事態宣言へと移行され、現在も憂慮すべき状況が続いており、先ほど述べた状況は、少なくとも今月12日までは確実に続くと思われます。

教育委員会としては、この約2年間、講演やイベントについては、常に開催か中止かで、さぞ心労の多かったこととお察ししますが、それはそれとして、停滞している生涯教育や文化講座など、多様な学びの場、教養の場を、今後、どのような方針で立て直されていかれるのか。これに関わる町民は、関心を持って見守っており、今次質問を行う趣旨はそこにあるわけであります。

そのために、まず、現状を確認させていただきたいと思います。前段申し上げました、学びの場として利用頻度が高い施設は、解釈の仕方によっては、郷土美術館や各地区公民館なども対象となり、非常に数が多く多岐にわたりますので、代表的な施設としてやかげ文化センターをピックアップし、これを反映して全体像を把握したいと思います。

つきましては、同施設のコロナ禍におけるイベント等の実施状況及び運営状況。さらに、教育委員会としての今後の対処方針や取組について、答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** 7番、花川議員の御質問に対して、教育課からお答えします。

まず、1点目のコロナ禍における教養の場の復旧に対する見解ということでございます。新型コロナウイルス感染症拡大や緊急事態宣言の影響を受け、令和元年度の終わり——3月から、催しや学びによる生涯学習関連の行事や講演会、文化芸術鑑賞等につきまして、計画の中止、縮小、変更等が相次いだ状況でございます。令和2年度の状況を申し上げますと、やかげ文化センターホールを会場とし、実施予定であった催しのうち、町及び教育委員会関係の主催関連では、谷村新司コンサート、スポーツ少年団結団式及び記念講演会、社会を明るくする運動地域住民の集い講演会、地域医療介護連携フォーラム、認知症予防講演会、敬老会、生涯学習のつどいのステージ発表、矢掛中学校合唱コンクール・JAZZ

バンド部定期演奏会、成人式、これらなどを中止又は縮小したところでございます。

やかげ文化センターのこの2年間の運営状況でございますが、貸館を含むホールの利用状況に絞って申し上げますと、ほぼ通常どおり運営した令和元年度は、稼働率 14.0 パーセント利用者 1 万 2,310 人の利用に対し、令和2年度は、稼働率 10.1 パーセント利用者 2,621 人、令和3年度は7月までの4か月でございますが、稼働率 12.2 パーセント利用者は 681 人となっており、稼働率にあまり変化はございませんが、利用者についてはかなり減少している状況です。この状況は、言うまでもなく新型コロナウイルス感染症が原因であると考えております。

次に、方針でございます。これにつきましては、今後、新型コロナウイルスの感染の収束が見えない中、まだこういう状況は続くと思わざるを得ませんが、一定の施設利用の制限をしながらでも、町民のための学びの拠点として、安心して利用していただきたいと考えております。

取組につきましては、新しい生活様式に即した対応、また、新たな取組としては、講演会や研修会等は、一堂に会さなくても Zoom などのオンラインを使って、各会議室や小中学校の教室をつなげたり、学習の成果や舞台発表等を動画配信したりするなど、ICTを活用した方法は有効であると考えております。

先日の中学生による模擬議会やこの10月に予定しております教育講演会でも、大阪から矢掛中学校や文化センターへライブで配信する計画にしております。

新型コロナウイルス感染症の影響は、イベントの自粛、不要不急の外出を控えるなど、人々の生活に制限を与えることとなりますが、あらゆる方法を検討しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 花川君。

**○7番（花川大志君）** この新しい生活様式に照らすと、町民に安心して利用していただくための運営方針及び方策とはどういうものなのでしょうか。これは事例ですが、御答弁にありましたイベントや催し物は、いずれも我々町民にとって思い入れ深いものばかりであり、改めて文化センターが町民にとって、学びと教養、そして、さまざまな集いの拠点であると感じます。

恐らくは、郷土美術館にしても、各地区公民館にしても、それぞれ利用をされる町民にとっては、同じような役割を果たしているものと推察するわけです。それだけに、利用者数が激減している現在、コロナ禍に沈む今だからこそ、来るべき感染症完全収束のときに向けて、何がしかの対処対策が必要であろうと思うわけであります。ウィズ コロナ、アフター コロナは、喫緊の課題なのであります。

それについて、教育課長の御答弁の中にも、「一定の施設利用の制限をしながらでも、町民のための学びの拠点として、安心して利用していただきたい」との御発言がありました。

いま、本町ではあらゆる施策の中でコロナ禍への対処対応を、新しい生活様式と称して取り組んでいるわけですが、教育委員会としては、本質問事項に関して、この新しい生活様式に照らすと、町民に安心して利用していただくための運営方針及び方策とはどういったものなのでありましょうか。

これは事例ですが、ある文化講座の開催日に、講座生である町民が出席をちゅうちょしてしまった。つまり、学びの場へ出向くことでさえ、不要不急の範ちゅうと判断されかねないという風潮といえますか、そういう懸念が生じる社会状況があるわけでして、主催される教育委員会としては、しっかり感染防止対策を施した上で会場を提供し、講座を開講しておられるわけですが、このように、なかなか学びの場、教養場が、有意義に機能しない現状が見受けられるわけであります。

そこで、感染症が完全に収束しない中で、町民の参加を促進するべく取り組む新しい生活様式とは、今後どういったかたちでなされるのか。その運営方針について、今考えられる範囲で結構ですから御見解をお聞きしたいと思います。再質問として、担当課長の答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** 2点目、新しい生活様式に即した運営方針についての見解ということでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響は、私たちの生活や企業や事業所などに対する政府による要請はもちろんのこと、学校の休校、イベントの自粛、不要不急の外出を控えるなどの要請がなされるなどし、あらゆる分野で影響を及ぼしています。生涯学習もその例外ではないと考えます。

地域コミュニティの基となる仲間づくりから、健康で心豊かに生きるとともに、地域社会の活性化を図るという本来の生涯学習の目的が果たせない状況が続き、今後も当面の間、コロナ禍が収束し、今までのような日常の生活に戻るまでにはかなりの期間を要することも考えられます。

また、活動拠点のやかげ文化センターが制限され、地域コミュニティがいかせないことは、生きがい失うこと、また、活動自粛による健康への影響についても大きなものがあると思われます。

今後の運営につきましては、当然のことながら新しい生活様式に即した運営をしなければなりません。

やかげ文化センターでは、国のそれぞれの種別に応じた新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを基本にしながら、自動消毒器、空気清浄機等の配備などはもちろんのこと、三密対策の徹底、ホール内の人数制限によるソーシャルディスタンスの確保など、新型コロナウイルス感染拡大予防の取組を行い、町民の方に安心して御利用いただけるよう配慮していきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 花川君。

**○7番（花川大志君）** 生涯学習ほか、活動の拠点が制限されれば地域コミュニティがいかせず、それは、生きがい失うことであるとの御見解は、まことに町民利益にかなうものであり、教育課長の考えに、私も全く同感です。

その上で、新しい生活様式への具体的な方策としては、規定の感染拡大予防ガイドラインの基本に沿うとのことでありました。

確かに、国や専門家が示した予防ガイドラインは、一定の感染防止に有効と思われますが、先ほどお話ししたような事例については、更に具体的な教育委員会としての運営上の方策への考慮が必要なのではないかと考えるわけであります。

そういったことも含め、文化センターの運営について、ひとつの提案を行いたいと思っております。

コロナ禍が発生して以来、町内幾多の公共施設では、運営やさまざまな活動及び仕組みが壊されてきました。文化センターも、教育課長の御答弁にもありましたように、コンサートや町内のさまざまな団体の発表会、公的組織による講演会など、多くの催しが中止、延期されてきました。矢掛町における文化の振興の現状は、我々町民の感覚から言えば、見て、聞いて、学び、楽しみ、参加する機会は、この2年間ほぼ無かったわけであります。

冒頭から、私はこれを停滞と表現してまいりました。正に、コロナウイルスが、我がまちの生涯教育や文化振興を壊し、停滞させたとは私は考えております。

この停滞を解消するには、文化センターにおける今後の各催しの年間スケジュールの洗い直しやその

基本となる催し及びイベントの選定と決定。例えば、コンサートならば、公演項目及び出演演者の選考、それらを含めて出演交渉や契約など、取組方は今までとは変わらないかもしれませんが、コロナ感染症への対処を考慮すれば、企画運営は当然ながら複雑になると思われます。さらに、今年度からは教育課内の担当部署の人事も替わり、コロナ対応だけでも大変な上に、安全性の担保と利用実績をにらんだ運営推進という矛盾をはらんだ業務は、担当部署に大きな負荷が掛かるのではと、私は懸念するわけであります。

終局が見えないコロナ禍の中で、担当職員の業務負担が増せば、違った意味での停滞が起こるやもしれません。そこで、あらゆる催し物やイベントの運営については、新しい生活様式の具現化も考慮しながら、やかげ文化センターという秀逸な施設の有意義な活用を目途として、今後、これを主体的に行う組織が必要なのではと考えるわけであります。そのための方策として、既存の運営委員会を発展、解消し、集客PRやチケット販売等々も含めた総括的なイベント、イベント運営を執り行う財団法人設置の検討を提案するわけであります。

コロナ禍の閉塞感から解放されるには、イベントや各種催し物、さらに、講座などをただ再開するだけで良いのか。コロナ禍の今、広く民間からも人材を求め、強力な運営組織体を作る時期に来ているのではといった観点から、再々質問として、財団法人設置の検討に関しての御見解をお聞きしたく、担当課の答弁を求めます。また、提案も含めた本質問全般に関して、総体的な見地から、この際、教育長にも教育委員会としてのお考えの一端を伺いたいと思いますので、再々質問として、併せて御答弁をお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** 3点目、今後の文化センターのイベント運営について、これを主体的に執り行う財団法人の設置をということでございます。

財団法人といいますと、矢掛町でも平成31年4月に官民が連携して観光事業に取り組む、一般財団法人 矢掛町観光交流推進機構が発足し、国内外からの観光客誘致、特産品の開発、観光ツアーやイベント企画等の事業に取り組んでいるところでございます。

一般財団法人は、個人や法人からの寄付などにより拠出された財産を運用することで活動する法人であり、この財産は物ではなくお金でもよく、最低300万円以上の財産を用意しなければ設立することができず、また、財産に重点が置かれているため、二期連続純資産額が300万円未満となった場合は解散することになるのが一般財団法人の特徴でございます。

さて、イベント運営のために財団を設立したらどうかという御質問でございますが、現在は教育課内の生涯学習係を中心にして企画運営をしております。当然のことながら、他の業務を兼ねながらということになります。

財団の設立となりますと、例えば文化振興財団のような名称になるかと思いますが、財団の役割機能としては、文化政策、文化振興計画等の策定、町民ニーズの把握、社会経済環境の変化や将来の動向など調査研究、それから、外部団体への支援、文化施設の運営管理、事業の企画・実施、公立文化施設以外の文化振興施策、事業の企画・実施、文化政策・文化施設の評価と説明責任、大変、以上のようなたくさんのものがあると考えられます。

イベントの運営企画に特化した財団の設立は不可能ではないと思いますが、実際に財団設立となりますと、財団の職員、予算、設立場所など首長部局との協議も当然必要となり、事前の準備から相当の時

間を費やされるのではないかと考えております。

教育課としましては、コロナ禍による収束が見えない中、冒頭でお答えしましたように、入場制限などの制約がある中、町民ニーズの把握に努めながら、パナソニックの創業者である松下幸之助の言葉であります「生きがいを感じる人が幸せではないか」、この言葉に結び付くような講演会やコンサートなど多様なイベントを展開していきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 教育長。

**○教育長（嶋山英二君）** 7番、花川議員さんの御質問に、教育長として、生涯学習や文化振興に対する思いや持論等を踏まえて、お答えをさせていただこうと思います。

花川議員さんには、本年3月議会において、コロナ禍における学校運営、教育環境につきましても御質問をいただいております。今回は、生涯学習分野に関するお尋ねをいただきました。

3月議会でも申し上げましたけれども、私が、教育行政を推進していく上で、何よりも大切にしておりますのは、地域づくりは人づくりであり、地域づくりの拠点は学校と公民館であるということで、これは、私の持論でもございます。

御承知のように、文化センターは、中央公民館としての機能も有しており、地区公民館との連絡を密にし、事業の総合的調整を図るとともに、職員の研修・講習及び指導を行うと位置付けられております。

昨年、本年とコロナ禍で、さまざまな町民の活動が制限される中で、就学前の子どもたちから小・中学生、成人に至るまで、多くの方々が非常に窮屈な、ある意味で閉塞感にさいなまれた日々の生活を余儀無くされていると言っても過言ではないと思います。

公民館の大切な役割として、集う・学ぶ・結ぶということが言われております。同じ目的や同じ趣味を持つ町民が、自分の思いで公民館に集い、教養を高め、学び、達成感を味わい、結び、更に周囲へ広げたり、一段高いものを求めて更に活動を深めていく。このことが公民館の大切な役割であり、中央公民館である文化センターも同じであります。

しかしながら、現在のようなコロナ禍においては、やりたい活動ができなかったり制限されたりと閉塞感が一層高まるばかりでございます。なんとしてでも、1日も早いコロナの収束を願うばかりですが、こんな時こそ、マイナス面ばかりを考えずに、また、新たな楽しみ方を考えておかなければなりません。

学校教育の場においては、今後緊急時におけるオンライン授業等の日常化も考えていかなければならない時期が来ています。生涯学習の分野におきましても、文化センターの活用につきましても、新たな参加・参画の方法を皆様方の英知を集めて考えてまいりたいと思っております。今回、花川議員からいただきました御意見も参考にさせていただこうと思います。

生涯学習は、人が集い、学び、結ぶことが大切です。機器や機械ではなく、人同士が直接関わりながらの活動こそが、生涯学習だと私は考えます。

最後に、私にとりまして、大変うれいと言いましょか、有り難いと思う事例を紹介させていただきます。それは、本年12月12日に当文化センターで現在開催予定しております“やかげ音楽の集い”への参加を計画されておりますある代表の方が、「長らくこの会に参加をしていなかったけれども、やかげ音楽の集いへの参加を目指して、緊急事態宣言が解除されたら、また練習を再開したい」とおっしゃっていただきました。

子どもから高齢者まで、多くの方々が文化センターでのイベントに講座に、笑顔とやる気いっぱいの

表情で参加していただける日が、1日も早く訪れることを願い、花川議員さんへのお答えとさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 花川君。

**○7番（花川大志君）** 教育課長から、財団法人の役割と機能に関する詳しい解説をお聞かせいただきましたが、設立に関しては、教育部局だけではなく町長部局との協議も必要であり、事前の準備には相当の時間を費やすとのことでありました。

停滞が続く中、幸か不幸か、今は時間だけはあるような状況ですけれども、なかなかこれは難しいとの御見解かと推察いたします。しかし、教育課長の御答弁にあった財団としての役割や機能。そして、業務活動が、教育長が御指摘の中央公民館たる文化センターを拠点、中心に図れるとするならば、これは、矢掛町並びに矢掛町民にとりましては、大変有意義であると言えるのではないかとお二方の御答弁をお聞きし、そう感じた次第であります。

国難とも言える目に見えない感染症というものがもたらした閉塞感と停滞の中から、学びの場、教養の場の再構築に矢掛町は立ち上がり、財団設立という改革をもって、文化の振興と生涯学習の推進を新しい生活様式の名の元に成し遂げる。こういった遺産——レガシーを残すのも、一つの文化振興の在り方なのではないかと、せん越ながら思うわけであります。

一方、嶋山教育長からは、教育行政推進の観点から、生涯学習へ取り組む姿勢や気持ち。総じて、心の有り様と申しますか。生涯学習の要諦についての御見解を御答弁いただいたと受け取らせていただきました。閉塞感の中にある今だからこそ、集う、学ぶ、結ぶということの意義について、町民、行政、我々議会も、このコロナ禍を機会に思いを新たにしなければならぬと感じました。

仕組みも仕組みですが、やはり、教育行政で肝要なのは、心であるとの御指摘かと存じます。そう理解した上で、御見解にあった、人同士が直接関わるのが生涯学習ということの有効に具現化する一つの方策として、今次提案も御検討いただければと謹んでお願いを申し上げます。

歴史かおる文化のまちという、我がまちのキャッチフレーズは、古からその時々起こったであろう災難を、先人が苦勞して克服し、残してくれた有形無形の遺産の集積を表現したものであろうかなと、我がまちの成り立ちから想像するわけですが、そういった観点からも財団の設立、設置の提案は、今後も御検討いただき、質問の全体を通してお伝えした、学びの場、教養の場、そして、あらゆる集いの場の環境整備に、限られた条件の中で至極大変だとは思いますが、鋭意お取り組みいただきますようお願いを申し上げ、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（土田正雄君）** 続きまして、1番田中輝夫君、お願いします。1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 議席1番、田中でございます。通告に従い、農業振興、農業支援について質問をさせていただきます。

町内の地区によっては、早い所では稲の収穫も始まろうとしています。農業は、食糧供給の場であるとともに、国土環境の保全、水資源のかん養、自然景観の保護など公益的な機能が発揮される場であります。

本町内の農業では、主に水稻、果樹、野菜などが作付けされ、農業経営が支えられていますが、農業者の高齢化、担い手不足は、依然として深刻な状況であり、農地をいかに次世代に引き継いでいくかが重要な問題となっています。



農業の経営体も個人経営と法人経営がありますが、本町の農業経営形態の多くは、家族を単位とした小規模経営のため、高齢化やイノシシなど野生鳥獣による被害が増加していることなどで離農者も増えています。今後は、後継者・担い手不足などから農家経営は減少し、法人経営が増加する流れになってくると考えられます。

また、これからの農業は、農業機械も自動化運転されたものが開発されており、無人走行のトラクターや田植え機、自律走行の無人草刈機、また、ドローンで害虫の位置を特定して、その部分だけを農薬散布するピンポイント防除など、スマート農業が浸透すると思われ、肉体労働が減ることが期待されています。

これらは既に、一部の農家・農業法人では実用化されているところもあります。本町も第6次矢掛町振興計画を策定し、矢掛町農業ビジョン策定検討会議を設置し、農業の持続的な発展を目指し、さまざまな農業振興策、支援策を実施しています。

そこで、本町の農業の現状と今後の農業振興策に対する担当課の見解を伺います。1点目、本町における農業者の平均年齢と農家戸数の変動。2点目、農業産出額の推移。できれば、直近5か年程度。3つ目、農家の支援策について、どのような点に力を入れているのか。4点目、農地荒廃、耕作放棄地の増加を防ぐ対策。5点目として、スマート農業を導入する農業者への対応策。

以上のことについて、担当課の回答を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 1番、田中議員の御質問、農業振興について、産業観光課からお答えします。

現在、山野町長を座長として、昨年度から今年度にかけて、今後の矢掛町の農業のあるべき姿の方向性を示すための矢掛町農業ビジョンの策定の検討会議を開催しております。また、JA晴れの国おかやまの山部常務が副座長に、町農業委員会、町認定農業者協議会、農事組合法人、新規就農者、自治協議会の各代表者、岡山県農村振興課長に委員になっていただいております。さらに、オブザーバーとして、中国四国農政局岡山県拠点地方参事官、備前県民局農林水産事業部副部長、井笠農業普及指導センター所長にも出席いただいております。

それでは、この会議の議論を踏まえまして、答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の御質問、本町における農業者の平均年齢と農家戸数の変動についてですが、農林業センサスによると、平成12年から直近調査である平成27年にかけて、町内の農業就業人口の平均年齢は65.8歳から69.1歳と高齢化する一方で、総農家数は1,900戸から1,366戸に減少しております。

次に、第2点目の御質問、直近5か年の農業産出額の推移についてですが、農林水産省がホームページで公表しております市町村別農業産出額によりますと、平成27年16億2,000万円、平成28年18億2,000万円、平成29年18億9,000万円、平成30年16億5,000万円、令和元年22億円となっており、おおむね横ばいの状況が続いております。

また、第3点目の御質問、農家、小規模の支援策について、どのような点に力を入れているかについてですが、農業者の高齢化や担い手不足が深刻な状況にあるなど、矢掛町の農業をいかに次の世代へ引き継ぐかが重要な課題であります。

矢掛町の基幹産業である農業が持続的に発展できるよう、農業・農村の多面的機能の維持と儲ける農業の実現に向け、意欲ある農業者への農地集積・集約、担い手の確保・育成、高収益作物への転換に力

を入れ、国、県、ＪＡとも連携を取りながら、各種取組及び取組への支援を進めています。

また、第４点目の御質問、農地荒廃、耕作放棄地の増加を防ぐ基本的な対策についてですが、ズバリ申し上げますと、人・農地プランの取組が基本的な対策です。

荒廃農地が発生する主な要因としまして、農業者の高齢化や減少により、耕作条件の悪い農地を中心に担い手がいなくなり、耕作放棄されることが挙げられます。荒廃農地を耕作できる状態に再生することは、重労働でコストも掛かり難しいことから、荒廃農地の発生を防止することが、まずは重要です。

こうした考え方にに基づき、地域の担い手がどの農地を耕作するかを地域の話し合いで共有し、耕作放棄地を未然に防ぐことを目的にして、平成２４年度に農林水産省が人・農地プラン制度を創設して以降、矢掛町でも、毎年町内７地区ごとに、農業委員会が中心となって、認定農業者、新規就農者、集落営農法人等の担い手、自治会や用水関係者等を参集し、地域の話し合いを行っていただいております。また、話し合いには、オブザーバーとして、農林水産省中国四国農政局、備中県民局農林水産事業部、井笠農業普及指導センター、ＪＡ晴れの国おかやまの職員等にも出席いただいております。

また、昨年度は、矢掛町内の農業者を対象に実施したアンケートの調査結果を踏まえまして、地図による現況把握を行った上で、認定農業者、集落営農法人等の中心経営体への農地の集積化に関する将来方針を作成することにより、人・農地プランの取組の実質化を図りました。

なお、人も農地も毎年状況が変化することから、今年度も話し合いを行う予定としており、今後も引き続き、人・農地プランの取組の実質化を進めていくことで、荒廃農地の増加抑制に取り組んでまいりたいと思います。

また、他の対策としては、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正し、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援する中山間地域等直接支払制度の活用、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進など、荒廃農地の発生防止に向けた対策に取り組んでおります。

なお、建設課が担当となりますが、多面的機能支払交付金により、地域共同で設立された活動組織による農道や水路、ため池などの地域資源の基礎的な保全活動や地域資源の質的向上を図る活動を支援しています。

最後に、第５点目の御質問、スマート農業を導入する農業者への対応についてですが、情報通信技術——ＩＣＴ等の先端技術を駆使したスマート農業を活用することにより、農作業における省力・軽労化を更に進められるとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待されることから、現在、国や県においても、スマート農業の推進に力を入れているところです。

本町においても、認定農業者等が近代化資金等の制度資金を活用してＧＰＳ付き田植機を購入したり、ドローンを活用して防除作業を行ったりする農業者の方がおられるなど、スマート農業の取組が進んでおります。今後は、国や県の補助制度等の情報提供等を行うなど、町としてもスマート農業の推進に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 田中君。

**○１番（田中輝夫君）** 農業の振興には、農地の保全が不可欠であります。農地の荒廃を防ぐには、ほ場整備がありますが、それも大部分整備されています。

ただいま答弁の中で、多面的機能支払制度とありましたが、共同で農地や農道を維持保全することはとても効果的です。しかし、その制度を利用している地域が少ないと思います。

現在、いくつかの地域が利用しているのか。制度利用が少ない理由は、なぜだと推測しているのか、お伺いします。

**○議長（土田正雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** それでは、1 番議員、田中議員さんの再質問、多面的機能支払制度について、建設課よりお答えさせていただきます。

現在、矢掛町での多面的機能支払制度活動団体は、10 組織でございます。

地区別に申し上げますと、山田地区3 組織、三谷地区2 組織、中川地区4 組織、小田地区1 組織でございます。

この10 組織の活動区域は、町内の農業振興地域のうち34.4 パーセントでございます。

岡山県下の平均値が25.5 パーセントでありますので、議員が申されるように制度利用が少ないとの判断は担当課ではしておりませんが、全国平均は55 パーセントとのことですので更なる推進が必要であると考えております。

活動組織については、平成28 年度までは15 組織が活動しており、現在10 組織でありますので、減少傾向にあります。

その原因としては、事業内容の複雑さや事務処理の煩雑さが主な原因であり、次世代への継続が難しくなっている状況となっております。

建設課といたしましては、制度や事務処理の簡素化を国や県に伝えるとともに、多面的機能支払交付金制度の普及、活動組織への支援を今後も継続してまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 田中君。

**○1 番（田中輝夫君）** 多面的機能支払制度、町内の農業振興地域のうち34.4 パーセントというふうな答弁でした。もっと少ないのかなというふうな思っておりますが、まずまずというふうなことです。でも、組織活動が減少している理由も、事務処理の煩雑さというふうなことを推測されているようなので、これも簡素化できるように国、県のほうへ要望していただきたいと思います。

そこで、再度質問させていただきますが、大型農家は補助制度を活用し、農業機械への資本投資も行えますが、小規模農家だとそこまでの資本投資ができないことがほとんどであります。

農作業は、長時間の重労働に及ぶこともあります。作業中の腰への負担を軽減するパワーアシストスーツ等が普及し始めています。その資材の購入の際に、もう既に補助をしている行政もありますが、本町の支援策の見解をお伺いします。

**○議長（土田正雄君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（妹尾一正君）** 1 番、田中議員の再々質問に産業観光課からお答えします。

田中議員が御指摘のとおり、担い手の減少や高齢化に対応し、農作業の負担を軽減するために、アシストスーツなど先端技術を活用する事例があることは、お聞きしております。

また、国、県の推進しているスマート農業を普及啓発することは大切であると考えております。

しかし、本町では財源の制約もあり、個々の小規模農家の方に対して、アシストスーツ等の資材の購入に対して、矢掛町独自の補助を行うことは難しい状況です。なお、先ほど申し上げましたように、農協の農業近代化資金等の制度資金や、国、県の補助制度等の情報提供や活用を通じて、スマート農業を推進することにより、農作業の負担を軽減し、小規模農家の方への支援にもつなげていきたいと考えて

おります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 田中君。

**○1番（田中輝夫君）** 従来から本町が農業振興に対して支援をしてもらっているのは、よく理解しております。

今後の農業は、個々の農家による対策を追求するのではなく、地域ぐるみによる対策に取り組むことが重要になってきていると思いますが、地域によっては、大規模化、共同化がなかなか進まないところもあります。

新しい農業機械は高額なことが多いですが、パワーアシストスーツはそう高くありませんが、そういうふうなアシストスーツを補助対象に加えることを検討していただき、スマート農業への資材購入支援策を行なってもらい、農業の継続がしやすい環境に支援していただくことを要望して、質問は終わります。

**○議長（土田正雄君）** 3番原田秀史君、お願いします。3番、原田君。

**○3番（原田秀史君）** 議席3番の原田でございます。まず、矢掛町のコロナワクチンの接種につきましては、8月26日現在、2回目の接種を終えた方が、接種対象者の72.9パーセントと井笠圏5市町の中でも最も高い接種率になっていることの新聞報道がありました。このことは、町長を始めとする行政機関や医療関係者の皆様方の努力と連携、協力の結果だと思います。この場をお借りしまして、感謝を申し上げます。なお、8月下旬から町内でも若年者を中心に感染が広がりつつありますので、町民の皆様方におかれましても、十分な感染予防対策を日常の中で行なっていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、最初に、防災士及び防災士の会について、質問をいたします。

防災士制度は、地震、水害等自然災害の多い我が国において、1995年——平成7年1月に発生いたしました阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、災害に対し、正しい知識と適切な判断力を兼ね備え、平常時、災害発生時における防災減災活動の担い手となる人材を育成することを目的に、2003年——平成15年に特定非営利活動法人“日本防災士機構”が設立され、防災士制度が始まり、2021年7月現在、全国で21万2,878名。岡山県でも3,350名の方々が、防災士認証登録をされております。

日本防災士機構によりますと、防災士とは、自助・共助・協働を原則とし、社会のさまざまな場で、減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人とあり、防災士の役割としましては、発災後の公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減、発災後の被災者への支援活動、平常時の防災意識の啓発、自助・共助活動の訓練を掲げております。

そうした中、未曾有の大災害になりました東日本大震災、また、熊本地震において、防災士のリーダーシップにより被災者の命が助かったり、避難所の開設がスムーズに運んだなどの事例も紹介されております。

本町では、その重要性から、矢掛町防災士資格取得補助金交付制度を平成27年に設け、防災士の確保に努められています。

平成30年7月に発生しました西日本豪雨により甚大な被害を受け、防災減災に対する意識が高まり、こうした危機に密着した防災士の存在が、ますます重要になってきました。こうした中、矢掛町全体の防災力向上及び自主防災活動の促進に寄与することを目的に、令和2年1月11日に“矢掛町防災士会”

が設立されました。なお、その後、“矢掛町防災士の会”に変更されております。このことは、今後起き得る異常気象に係る豪雨や地震等の災害が想定されている中、町民にとって大変心強いものだと思います。

こうしたことを踏まえまして、平常時は元より、今後起こり得る災害時に、防災士と防災士の会の活動が行政及び消防団や地域の自主防災組織との連携の下、スムーズに行える体制づくりを推進する観点から質問をいたします。

まず、1点目といたしまして、現時点での防災士の人数及び防災士の会への入会者数、また、何年計画で、町全体で何名の防災士有資格者を目指すのか。2点目といたしまして、防災士は、自発的な防災ボランティア活動を行うことで地域の防災力の向上に貢献するものですが、私の地域の3人の防災士の方の意見を聞きますと、「自分のすることや具体的な役割がどうもよくわからない」といった意見もありました。こうしたことを踏まえ、行政が活動の方向性や具体的な方法を示す必要もあるのではないかと思います。また、防災士の会に、どのような役割を求めるのか。3点目といたしまして、防災力を効果的に向上させるためには、防災士、防災士の会と行政が一体的な活動を行う必要があり、それぞれお互いの緊密な連携体制の構築が不可欠ではないかと思いますが、具体的な方策について。4点目といたしまして、本町には、現時点で61の自主防災組織がありますが、防災士として、行政からは地域における地域防災力の向上のための活躍が期待される中、防災士と自主防災組織の関わりをどのように考えているのか。

以上のことを担当課長にお伺いいたします。

**〇議長（土田正雄君）** 総務防災課長。

**〇総務防災課長（堀 賢一君）** 3番、原田議員さんの防災士及び防災士の会についての御質問に、総務防災課からお答えをいたします。

まず1点目、現時点での防災士の人数及び防災士の会への入会者の数と、まち全体で何名の防災士の有資格者を何年計画で目指すのかということにつきまして、お答えをいたします。

現在、町内では31名の防災士の方がおられます。その31名全員が、防災士の会に加入されています。また、本課としては、目指す目標ですね。3年計画で、防災士100名を考えております。

2点目の、行政が活動の方向性や具体的な方法を示す必要もあるのではないかと。防災士の会にどのような役割を求めるのかにつきまして、御回答いたします。

まずここで、現在の防災士の会の活動を御紹介いたしますと、先月——8月の10日の夜、役場におきまして、片山会長と新会員10名様で活動などの意見交換をなされました。また、同じく先月21日の夜には、一般社団法人e p oおかやま笑顔プロジェクト代表で防災士の村上浩司氏を講師としてお招きをいたしまして、15名の会員の皆さんと研修会並びに意見交換をされました。その席でも会員の方から、「なかなか地元住民の方が防災について消極的なので、住民の防災意識を高めるにはどのような方法があるのか」ですとか、「山田の城江地区では、今度——今月ですけども、地域防災訓練を実施するので、参加可能な方はぜひ観覧にきてほしい」など地域の活動紹介をされました。こういったさまざまな意見や事例報告がなされました。防災士の会として、こうした会員相互の情報交換会を開催されるなど、現在も含め活発に意見交換をされておられます。

このような取組の根底にあるのが、先ほど原田議員がおっしゃられましたように、防災士の基本理念です、自助・共助・協働となっておりまして、その活動につきましては、日本防災士機構のホームページ

ジに、防災士の活動につきまして触れられております。自宅、職場、地域。この3つの分野で、防災減災への取組が示されております。

まず、自宅の安全です。これを図ることが大事だということが1点目でした。自宅の地盤や耐震性など、自宅の対策からまず始めましょうと。そして、家族で災害への備えについて話し合い、災害時の家族間の打ち合わせもしておくことが大事だということが望まれております。

次に、職場の安全といたしましては、会社や事業所の理解を得て、建物の耐震性など安全対策を講じて、職場でも災害対応マニュアルなどを立案することも良いことだと示されております。

最後に、地域の安全を守る。消防団、自主防災組織、ボランティア組織など、地域には防災減災に対応する仕組みがあるものの、マンパワーや知識、経験の不足などから、十二分に機能しているとは言い難い面がございます。防災士として、こうした仕組みや組織に平時から積極的に参加していただきまして、住民同士が日頃から顔見知りとなっていることが、災害時には大変役立つということになります。

こうした住民同士の連携に一定のリーダーシップを発揮していただくことが、非常に大きな地域貢献となります。特に、地域の安全を守るために、何ができるかということになるかと存じます。

町内では、既に、防災士個人で活動されている方、それから、地域の防災士のグループで活動されている方々がおられます。

総務防災課としては、こうした活動の情報を防災士の会で共有していただいて、会員相互に連携協力する中で、個人のスキルアップや、防災訓練などへの参加などを通じて、地域の防災リーダー育成の組織になっていただければと考えております。

3点目、防災士と防災士の会並びに行政、それぞれ緊密な連携体制の構築が不可欠ではないか、具体的な方策はないかという質問につきましては、現在も、防災士の会の皆さんはスマホ、SNSのLINEグループを既に作っておられ、日々情報連絡が取れるように工夫をなされておられまして、本課といたしましても同様あるいはそれに似た手法を取ってまいりたいと考えております。つまり、日常的に連絡が取り合えるシステムを考えてまいりたいと考えております。

4点目、最後の、防災士と自主防災組織との関わり合いにつきましては、先ほど地域の安全でも多少触れましたとおり、自主防災組織の活動に積極的に御参加いただきまして、地域の防災リーダーとしての役割を果たしていただければ良いのではと考えております。

矢掛町の防災力の向上には、防災士の皆様の御支援、御協力が必ず必要ですので、防災士の会並びに防災士の皆様の今後の活動に絶大の期待を寄せるものでございます。

本課といたしましても、可能な限り防災士の会並びに防災士の方々への情報提供を始めとした支援をいたす所存ですので、防災士の皆様には更なる活動をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 原田君。

**○3番（原田秀史君）** 現在31名の防災士の方がおられ、全員が防災士の会に加入されておられることです。このことは、防災士一人ひとりでは活動に限界がありますが、この会の下、お互いが協力することで大きな力となり、より大きな地域貢献が可能になると思いますし、防災士個々では、地元の自主防災組織の活動には、地域活動が活発な所は別といたしまして、よほどのつながりがなければ、特に若い世代はスムーズに入っていけないのではないかと思います。防災士の会があることによりこうしたことも解消できるのではないかと思いますので、今後も全員加入を願うところであります。

また、防災士の人員につきましては、今後3年間で100名を目標にするとの答弁でした。令和2年1月の防災士の会発足時の14名から現在は31名と、約2年間で17名の増員がありましたが、今後3年間で残り69名の目標を達成するには、年間23名を目指すことになります。

ちなみに、全国ベースでの令和2年度から過去5年間の平均増加率を見ていますと、年約14パーセントになっています。これは、少々アバウトになりますが、この数字をそのまま本町に当てはめて計算しますと、9年後に目標達成ということになりますが、今後3年間で目標を達成するために、具体的にはどのような方策を考えているのか、お聞きします。また、防災士31名の多くの方々は、地域の消防団あるいは地域の自主防災組織とともに活動されていると思いますが、数字の上では、現在町内に61ある自主防災組織全てをカバーすることはできていないかと思います。このことを踏まえ、防災士100人計画の中で、各地域の自主防災組織に最少でも1名を想定しておられるのかも合わせてお聞きいたします。

次に、行政からは、防災士個々には、地域の消防団、自主防災組織の活動等に参加する中で、リーダーシップを発揮すること。また、防災士の会には、地域の防災リーダーを育成する組織としての役割を求めるとのことでした。このことは、矢掛町防災士の会規則第2条の目的に掲げられており、第4条では、その目的を達成するために、町民の防災思想の普及活動及び自主防災組織が行う防火訓練への支援活動等5つの事業を掲げられております。こうした事業を行うためには、やはり経費も必要になるのではないかと思います。防災士の取得に対する補助金がありますが、防災士の会の発足時に、当面は補助金無しで活動していこうということで始められ、現在に至っているように関係者の方からお聞きしております。このことから、現在も補助金の交付は受けられていないのではないかと思います。

現在、防災士31名が全員加入し、今後も会員の増員が予測される防災士の会が、消防団員や地域の自主防災組織と連携し、本町の減災防災活動を担っていく上で、防災士の会の活動補助金が必要ではないかと思います。先ほど、矢掛町の防災力の向上には、防災士の会の支援と協力が不可欠であり、そのため、行政として可能な限りの支援をする旨の答弁がありました。この可能な限りの支援の中に、補助金の交付も想定されているのか、お伺いいたします。

以上、2件を再質問いたします。

**○議長（土田正雄君）** 総務防災課長。

**○総務防災課長（堀 賢一君）** 再質問の1つ目、防災士の目標人数100人の目標達成のための具体的な方策について、お答えいたします。

通常ですと、防災士の資格の取得方法は、21項目にも及ぶ防災士養成講座ですね。研修講座を受講していただいた上で、防災士資格取得試験に合格していただく必要があります。さらに、心肺蘇生法やAEDを含む救急救命講習を受講していただくなど、たくさんの条件がございます。

この通常の方法の他に、実は特例がございまして、消防団の分団長以上の経験のある元消防団員や、消防署消防士長以上の元消防署員などは、先ほどの研修講座や資格取得試験、それから救命救急講座が免除されています。従いまして、町内の分団長経験者の消防団のOBの方々や消防署員の方々に、届け出ただけで資格を得ることができるということから、こうした方法を広く町民の皆様にお声掛けし、資格取得をしていただく方法を考えております。

目下の目標は100人としておりますけれども、将来的には150人、200人と多くの方々に資格を取得していただいて、地域の防災リーダーとして活躍していただきたいと考えております。

また、原田議員さんがおっしゃるとおり、自主防災組織に一人の防災士がおられれば、より組織防災力が高まるものと考えておりますので、防災士と自主防災組織とは密接な連携が重要と考えています。

再質問の2つ目の防災士の会への活動補助金の交付につきましては、予定をいたしておりません。

けれども現在、矢掛町自主防災組織活動支援事業の補助金制度がございまして、補助対象者が自主防災組織のみならず、防災活動を行う組織に対して、8割の補助が可能となりますので、本制度を利用しただくことを想定いたしております。この制度は、ハードとして防災備品の購入のみならず、講習会や研修会、訓練などのソフト事業にも8割の補助が対象となりますので、積極的な活用をお願いしたいと考えております。

防災士の皆様、そして、これから防災士になって活躍を志す方々が、活発な行動、そして、積極的な防災活動を心から期待申し上げまして、御回答とさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 原田君。

**○3番（原田秀史君）** はい。防災士100名の目標達成のための方策としては、主に特例措置により、防災士資格を取得しやすい元消防団員、元消防署員の方々に声掛けをする中で目標を達成し、更に150から200人の目標設定を考えているということをお聞きいたしまして、本町の防災減災活動を推進する上で、大変有意義であり、かつ頼もしいものと受け止めております。当面の目標達成も含め、大いに期待するところであります。

ところで、各地域の防災組織のいくつかの組織には、防災士の方がおられると思います。私の地域にも自主防災組織がありますが、今年2名の若い方が防災士の資格を取られ、これから組織の中でリーダーシップを発揮され、地域の防災力の向上に寄与することが期待されています。このように、地域の組織の中から、防災士の資格を取得する方がおられれば組織の活動にも弾みが付き、地域の防災力が向上すると言えます。そのためにも、防災士及び防災士の会の周知を図り、社会的な認知度アップのための行政としての役割をお願いいたします。

さて、防災士の会の活動補助金については、交付は予定していないが、防災活動を行う組織を対象に交付している矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金制度の活用を想定しているとの答弁でした。この防災士の会は、行政が本町の防災力の向上のためには、防災士の存在が不可欠なため、防災士資格取得補助金制度を平成27年に制度化し、積極的に防災士資格取得を推進する中、結果現在31名の防災士が誕生し、その方々全員でこの会議を構成されています。

このことから、資格取得補助金を出してまで必要だった防災士の方々により、組織されたこの会の活動を全面的にサポートする必要があると思います。矢掛町自主防災組織活動支援事業補助金制度は、防災士の会の発足の約8年前の平成24年に施行され、その後、2回の改正を経て現在に至った経緯があります。この要綱を見てみますと、平成31年の改正で、防災士の会が活動しやすくするための多くの事業が追加されていることが伺えますが、そのうちの地域リーダー養成支援事業だけが全額補助となっていますが、その他の事業は8割補助となっています。この制度が防災士個々は補助対象にならず、地域団体という位置付けの中で、防災士の会が補助対象になっています。

先ほども言いましたが、防災士取得の経緯や防災士会設立総会を紹介した令和2年2月号の広報やかげの中で、今日では、防災士と連携をした防災強化に努めますとの旨の記事がありましたように、現在31名の防災士の方々全員の加入で組織化された防災士の会は、本町にとっては、消防団とともに防災



力の強化向上を図る上で大きな存在となっています。

こうしたことを勘案されまして、補助率等を現在ある要綱の弾力的な運用を願いますとともに、3年後、100名、その後200名で防災士に入会することを想定しての新たな補助制度の創出も視野に入れ、今後の検討課題としていただければと思います。

以上で、この質問を終了いたします。

続きまして、通学路の安全確保について、質問いたします。

本年6月28日に千葉県八街市で下校途中の児童の列にトラックが突っ込み、5人が死傷した大変痛ましい事故がありました。この事故の大きな原因は、運転手の飲酒によるものでしたが、その後の報道を見ますと、現場は見通しの良い直線で、幅員は6.9メートルとあるが、歩道やガードレールは無く、車が通るスペースと路肩を区切る外側線も速度規制の標識も無かったと指摘しております。また、PTAから、ガードレールの設置の要望が2009年以降、二度にわたり市に出されておりましたが、市では歩道やガードレールの整備には、道路の拡幅のため、用地買収が必要で時間が掛かるなどとして、対策が取られておりませんでした。このことは、通学路の安全確保の難しさを改めて浮き彫りにするものでした。

この事故を教訓として捉えまして、今後、本町の通学路における交通事故のリスクを最小限にするという観点から質問をいたします。まず、1点目といたしまして、本町での過去3年間の通学路での登下校時の交通事故件数及び事故内容。2点目といたしまして、矢掛町通学路交通プログラムでは、合同点検の実施時期等については、5年に1回実施するとありますが、5年に1回の点検では、現場での現状への対応が遅れるのではないかと考えられますが、実施時期の設定基準の根拠は何か。また、前回の合同点検の実施日はいつだったのか。3点目といたしまして、前回の合同点検結果による対策必要箇所及び対策状況について。4点目といたしまして、それぞれの通学路は、児童生徒の卒業や入学等による見直しの必要があると思いますが、現状に合わせた変更は行なっているのか。5点目といたしまして、冒頭申し上げました、千葉県八街市の事故を受け、文部科学省は、令和3年7月9日付けの通学路における合同点検の実施についての依頼を関係機関に発出していると思いますが、このことに対する本町の取組状況について。

以上、5点を担当課長にお伺いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** それでは、3番、原田議員の御質問に対して、教育課からお答えします。

1点目の御質問、本町での過去3年間に通学路での登下校時に起きた交通事故件数及び事故内容という御質問でございます。

過去3年間の登下校時の交通事故は6件でございます。内容としましては、生徒が自転車に乗って登下校中、自動車やバイクと接触又は衝突したもの。これが、4件。単独で転倒したもの、1件。児童が徒歩で下校中にバイクと接触したもの、1件でございます。

怪我の状況としましては、自転車での単独の転倒で、20針もの縫合をする挫滅傷を負ったもののほか、負傷なし、あるいは打撲等の軽傷というものでございました。また、交差点で双方が避けきれずに接触したものが1件あったほかは、いずれも交差点や道路の横断時等における児童生徒側の不注意によるものであり、それぞれ学校におきまして、交通ルールの遵守、それから、事故の防止等について指導を行ったところでございます。

2 点目、矢掛町通学路交通安全プログラム及び前回の合同点検の時期はという御質問につきましては、平成 24 年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する交通事故が相次いだことから、全国で一斉に緊急合同点検を実施したことが発端となっております。その際に構築されました連携体制をいかし、継続的に通学路の交通安全に取り組むことを目的として、平成 27 年 1 月に矢掛町通学路交通安全プログラムを策定いたしました。プログラムの策定の内容は、国・県から示された通知を基に作成し、目的・方針、それから、実施時期、構成メンバーなどについて定めております。

前回の合同点検の時期は、本町では 5 年に 1 度の実施と定めておりますが、実際には必要に応じて随時実施をしており、直近では、令和元年 8 月に実施しております。

3 点目の、前回の合同点検の結果、要改善箇所数とその対策はということにつきましては、町内 7 か所の要望箇所がございました。

その対策といたしましては、道路標示等に必要な物資の提供を受けたもの、2 か所。それから、通学路の変更や登下校の指導等、学校での対応としたもの、これが 4 か所。それから、周辺状況が改善したために対策が不要となったもの、これが 1 か所ございました。

4 点目、通学路の変更等につきましては、議員御指摘のように、児童生徒の入学・卒業等により、通学路は随時、見直しが必要となります。各学校において、保護者の要望あるいは先生方から見て、変更したほうが安全なのではないかといった箇所については、先生方と保護者の方々との協議の中で見直しを行っております。

また、道路工事等の周辺状況により、通学路に指定されている道路が通行不能となることもございます。そのような場合は、施工業者から、また、状況を把握した道路管理者又は交通安全の担当部署から教育委員会へ情報提供がありますので、これを各学校に伝え、臨時的な通学路の変更を検討することになります。

5 点目、今年 6 月に千葉県八街市で起こった交通事故を受けて出された文部科学省通知への取組についてでございます。

まず、町としては、国からの通知以前、6 月 30 日付けで、今回の事故を受けまして、各学校に通学路の危険箇所等の確認を中心とした緊急点検とともに、児童生徒への登下校指導、下校の見守りボランティアとの連携により一層の安全確保を図るよう、文書を各学校に発出をしております。

国からの通知を受けた対応としましては、国の通知が 7 月 14 日付けで発出されており、それを受けて同日付けで、町から各学校へ矢掛町通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検の実施に向けた危険箇所の抽出の依頼を各学校へ発出しました。現在は、各学校からの危険箇所のリストアップが終了しておりまして、今後は、合同点検の必要な箇所を精査したうえで、関係各機関との合同点検を進めていくこととなります。

教育課としましては、今回の千葉県の事故の経緯や、国・県の通知の趣旨も踏まえまして、登下校中の児童生徒の一層の安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 原田君。

**○3 番（原田秀史君）** 今朝の山陽新聞によりますと、県内の 1 月から 7 月までの登下校時の事故は、小学校で 7 件、中学校で 46 件、計 53 件という報道がありました。本町の過去 3 年間の事故件数が 6 件であったとのこと。このことは、小・中学校の先生を含め、このことに携わられておられます多

くの関係者の皆さん方の児童生徒を交通事故から守るという強い信念の基に行なった取組の成果ではないかと思います。

そうした中、この6件の事故のうち、児童が徒歩で下校中にバイクと接触したという事故がありましたが、こういった状況下で起こったのか。また、その事故現場の道路に外側線が引かれていたのかをお聞きします。

次に、5年ごとの合同点検の実施は、国等の通達により定めているが、現状は、必要に応じて随時実施しており、直近では、令和元年8月に実施したとありますが、具体的にどういった必要が生じて実施したのか。また、必要が生じない場合は5年ごとに実施するのかをお聞きします。

また、前回の点検では、7件の改善箇所があり、1件の不要箇所を除き、残り6件が対策が終了したとのことでしたが、点検対象はどこまでの範囲か。例えば、町道であれば比較的交通量の多い幹線道路や県道・国道といった路線なのか。

また、国道・県道のほとんどの路線には歩道が整備されていますが、町道にはそういった歩道の設置は少なく、車道部分と路肩部分を区別するために、外側線が引かれているのが現状です。児童が通学する際には、外側線で仕切られた通行可能な路肩がある場合には、通常その外側線からはみ出すことなく、きちんと路肩を通行しています。道路構造令では、路肩は道路の主要構造部を保護し又は車道の効用を保つためのものと定義していますが、通行可能の場合には、先ほど言いましたように、歩道として利用しているのが現状のようです。こうした現実を捉えての点検結果。外側線に関する改善箇所は無かったのか、お聞きします。

次に、通学路は保護者の要望あるいは先生方の判断の下に、両者の協議の中で見直しをするとありましたが、一般的に通学路とは、児童生徒が登下校に際して使用をする道路と認識していますが、例えば、新入生が新たに入学し、今まで通学路で無かった道路を通学するようになった場合、保護者の要望や両者の合意が無ければ、その道路は通学路にならないこともあるのか。そのことに加え、新たに通学路として認定された道路や逆に廃止した道路が生じた場合、各小学校ごとに通学路を記している地図の訂正をその都度行うのか、お聞きします。

以上を再質問いたします。

**○議長（土田正雄君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** それでは、再質問の1点目、バイクとの接触した事故の状況。それから、外側線があったのかということでございます。これは、集団下校時に、児童が道路中央にはみ出したことにより、後ろから走行してきたバイクが、それを避けきれずに接触したというものでございます。また、現場については、車・歩道の区別のない町道で、外側線は引かれていない場所でありました。

それから、再質問の2点目でございます。合同点検でございます。これは、必要に応じてと申し上げましたが、実際は、毎年実施しております。昨年度は、コロナ感染症対策のために実施しておりませんが、平成26年度のプログラムの策定前から毎年実施しており、策定後もこれを踏襲して、毎年実施しております。

今回の事件を受けて、点検時期の短縮はということですが、合同点検自体は毎年実施しております。その開催時期については、いつ開催するかというルールはございませんので、必要であれば、また年度当初に開催ということも可能です。また、必要を生じない場合の開催はということですが、これは、5年ごとの開催ということになります。何よりも、子どもたちの安全を第一に考え、必要に応じて開催し

てまいりたいと考えております。

それから、再質問の3点目でございます。7件の改善箇所、その点検対象路線はどこまでの範囲か。それからまた、改善箇所に外側線に関するものは無かったのかという御質問でございます。この点検の対象路線については、県道や町道の道路種別に関わらず、登下校で通行する全ての通学路が対象となります。

この対象路線の中で、各学校から危険箇所を提出していただき、その中から、合同点検が必要な箇所を抽出し行ったものであります。また、合同点検した7か所については、外側線に関するものはありませんでした。

それから、再質問の4点目。最後の質問でございますが、このまず通学路という言葉の定義でございます。これは、道路の整備や管理に関わるような行政的な意味合いを持つものではありません。登下校に際し、安全上どの道を通るのが良いのか、学校における指導上で使用する用語、言葉ということになります。

通学を明示した図面——ルート図と言いますでしょうか。これも学校において、手入れをしながら保有をしております。特に、認定や廃止といった手続きを伴うものではありません。また、変更の際して教職員と保護者の協議と申し上げたのも、安全に関わる共通理解のために行っているものであって、手続きとして必須項目ということではございません。

ただし、教員と保護者の双方の意見に相違があつて、通学路の設定について見解が異なるようなことがあれば、相互で協議し、より安全性かつ防犯性の高いルートを選ぶことになります。

いずれにしても、危険性を比較する中でより安全なルートが設定できるのであれば、協議後、変更することも問題はございません。また、御質問の図面ということに関しましては、必要があればその都度訂正していくことになります。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 教育長。

**○教育長（嶋山英二君）** 突然でございますが、ちょっといま、お話を聞いていてですね、大事なことをちょっと2、3点お話させていただこうと思います。まず1点はですね、通学路の設定に関して、もう何年も前からですかね、不審者のことが大きな問題となったことがございます。ですから、安全の確保と不審者への対応という両面も考えていく必要があるんですね。そのことは大事にしていきたいと思っております。

それから、もう1点はですね、この夏でしたかね、一学期の終わり頃。ある学校の校長から、横断歩道が薄くなっていて、子ども——児童や保護者からですね、「あれ、何とかならないか」というふうな要望をいただいております。で、そういう横断歩道を私もずうっとこう回って見たんです。したら、かなり消えかかってですね、薄くなってる箇所も大変多くなっております。これを含めましてですね、ちょっと今後も、関係者と協議していく必要があるだろうというふうに思っています。特に、本当にもう消えかかって、しかもこう、どういうんですかね、上になって下りになっている、非常に見通しの悪い所。そういう所に横断歩道が設定されてる所はございます。そういう所を特に、緊急にですね、やっていく必要があるだろうというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 原田君。

**○3番（原田秀史君）** 通学路の見直しに係るルートの整備は、随時行うということでした。合同点検等、的確に行うためには、現状と一致したものであることが前提となりますし、通学路の変更の折にも必要になるのではないかと思いますので、適宜適宜の実施をお願いしたいと思います。また、合同点検につきましては、必要に応じての点検ではなく、コロナ禍の昨年度以外は毎年実施し、また、千葉県の事故を受けての対応についても文部科学省からの通知以前の6月30日に、各学校に緊急点検等の発出をするとともに、その後の国からの通知に対しましても、合同点検に向けての危険個所の抽出の依頼を発出し、児童生徒の通学路での登下校中の安全確保に万全の体制を早急に取り入れたことをお伺いいたしまして、その対応の速さに安心をいたしました。

さて、前回の合同点検では、通学路に該当する全路線を点検した結果、外側線に関する改善個所が無かったとのことです。先ほど、教育長が言われましたように、横断歩道の線が薄くなったということは、合同点検ではないですけど、あったと伺いました。先日いただきました、各学校の通学路を記したルート図を基に、該当する国道1路線2か所、県道7路線14か所、幹線町道27路線41か所、町道1種2種167路線、林道1路線、法定外道路6路線の計209路線231か所を見てまいりました。

まず、国道、県道は全路線歩道が設置されていましたが、幹線町道の状況につきましては、7路線は一部を含め歩道が設置されておりましたが、11路線は両側に外側線が引かれてはいましたが、そのうちの5路線は一部あるいは全部消滅。また、6路線は片側だけ引かれており、残り3路線は外側線は引かれておりませんでした。また、その他の町道では、外側線が引かれていない路線が多く見受けられました。

冒頭申しましたが、千葉県八街市の事故では外側線が引かれていなかったことも報道等で指摘されておりました。

外側線は、車両が通行するときに、端に寄り過ぎると危険なため、この線の右側を通る目安を示すことを目的とし、視線誘導の役割もあります。しかし、この外側線を引いただけでは、交通事故はなくなるものではありませんが、外側線があることにより、車両を運転する人がこの白線を目安に走行し、よほどのことが無い限り外側に外れて走ることはないと思われます。

先ほどの質問の中でも言いましたように、通学時の児童は、外側線の外側の路肩をきちんと整列して歩きます。また、自転車で通学する生徒にとっては、車と同じく走行する際の目安となります。

このようなことから、外側線が引かれている道路では、交通事故が起こるリスクが軽減されるものと思います。

千葉県八街市の事故現場でも、事故後の8月2日に、最初の対策として、消えかかっている外側線の引き直しや新たに外側線が引かれ、車が外側線に沿って走行していることを報じていました。

合同点検では、交通面だけではなく、先ほど教育長も言われましたが、防犯面等々、多岐にわたっての調査で大変だと思いますが、千葉県の事故における外側線の重要性を鑑み、今後の点検項目に挙げられること。また、通学の安全確保するための対策は、自転車歩行者道や歩行者道の整備が最善の方法ですが、費用、用地取得を含めた施工期間等々さまざまな問題があります。1メートル当たり経費が約500円程度と安価で短期間に施工ができ、ある程度交通事故のリスクの軽減が図れる外側線の設置を、道路管理者である建設課と協議をしていただき、登下校時の児童生徒を交通事故から守るために、早急に、交通量が多く危険度の高い通学路から整備を進めていくことを併せてお願いをいたしまして、私の全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（土田正雄君）** お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、11時30分まで休憩いたします。休憩。

午前11時14分 休憩

午前11時30分 再開

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き一般質問を続けます。

それでは、6番山部多喜夫君お願いします。6番、山部君。

**○6番（山部多喜夫君）** 議席番号6番、山部でございます。通告に従い、二つの質問をさせていただきます。

最初に、嵐山公園の災害復旧状況について、質問をさせていただきます。道の駅、山陽道やかげ宿が開業し、県内外から多くのお客様をお迎えしており、去る8月27日には、予想よりはるかに早い段階で10万人を超えたとの報道もあり、矢掛町の新しい観光地としてしっかり定着した感じがいたします。

また、道の駅の対岸にあります嵐山公園は、矢掛町の桜の名所であり、住民憩いの公園として古くから親しまれております。

しかしながら、30年の7月豪雨災害以降、観光地としてのライトアップのみ継続して維持されていいますが、散策道の入り口は閉鎖されたままで、公園への散策ができない状態が続いております。

そこで、質問させていただきます。まず1点目として、嵐山公園の被災状況について。また、昨日の議案の中に、補正予算として計上されておりましたが、今後の復旧計画について。

以上2点、担当課長の答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 6番議員、山部議員さんの御質問、嵐山公園の災害復旧状況について。嵐山公園の担当課は産業観光課でございますが、災害復旧事業におきましては建設課で対応させていただきますので、御質問には建設課のほうよりお答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問でございます。嵐山公園の被災状況についてでございますが、山部議員が申されるとおり、平成30年7月豪雨以降、散策道の入り口を閉鎖させていただいております。

その理由といたしまして、嵐山公園は、平成30年7月豪雨による被災以前にも降雨による中小規模の法面崩土が数回発生し、その都度、復旧工事を実施いたしております。平成30年におきましても、豪雨災害以前の5月に発生し、7月豪雨での被災、その後、令和2年度にも法面の崩土を確認しており、現在、大規模な崩土が3か所、小規模な崩土が1か所発生した状況でございます。

また、崩土により散策道に土砂が堆積していることや、降雨時のさらなる崩土や山水などによる危険性などを考慮し、通行止めの措置を講じておるところでございます。

なお、平成30年7月豪雨では、崩土による電柱の倒壊やライトアップの施設にも影響がございましたが、ライトアップ等の施設については、既に復旧をいたしております。

2点目の今後の復旧計画についてでございますが、質問で議員が申されたとおり、本議会で補正予算の計上をさせていただいており、議会の御承認をいただき、令和3年度中の復旧を目指しております。

嵐山公園は近年になり、降雨による崩土が数回発生しており、対策を講じるためには財源の確保と原因の特定が必須でございますが、公園事業での災害復旧に対する財源の確保が困難であり、また、原因

の究明につきましても、町職員による調査では、原因の特定に至りませんでした。

しかし、町長の尽力とアドバイスにより、財源の確保については、公園事業ではなく治山事業として緊急自然災害対策事業債の対応が可能となったことや、また、災害原因の究明につきましても、岡山県森林協会による調査協力や治山事業の技術的な支援をいただき、災害原因が特定できましたので、降雨に対する対策を講じた上で復旧工事を実施いたしたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 山部君。

**○6番（山部多喜夫君）** 嵐山公園の災害復旧状況について、建設課長に御答弁いただきました。

災害状況の原因の究明や、復旧に際し財源の確保など、町長を始め職員の皆さんの御努力がよく理解できました。

令和3年度中の復旧を目指すといった建設課長の力強い御答弁もいただきましたので、来年の春には、再び嵐山でお花見ができることを楽しみにしております。

嵐山の災害復旧工事に関しては、安全に工事完了していただくことをお願いを申し上げます。

再質問として、新聞や広報やかげでもお知らせいただいております、小田川かわまちづくり計画について、先輩議員からの質問も出ておりますが、事業概要と嵐山公園災害復旧の関連について、担当課長の答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** それでは、山部議員さんの再質問、かわまちづくり計画の事業概要と嵐山公園災害復旧との関連について、建設課よりお答えさせていただきます。

まず、かわまちづくりの計画場所といたしまして、小田川右岸側、弦橋から上流、嵐山付近までを予定しております。

まると道の駅と関連して、町民の皆様が気軽に足を運び、水辺の自然を感じることができる空間となるよう河川管理者と一体となった良質な空間整備を行い、快適で賑わいのある、かわまちづくりを目指します。

現在計画しております整備計画では、岡山県が整備予定の親水護岸や身近なレクリエーションの場として利用できる親水広場。矢掛町で整備予定の小田川や嵐山の自然と調和したオートキャンプ場の整備。ホテル等水辺の生き物が鑑賞でき、環境学習の場となるビオトープの整備。また、矢懸井堰の上流でのボートやカヌー、サップなどの水上利用が可能であることをいかし、隣接する嵐山公園の再整備などを計画しております。

次に、嵐山公園の災害復旧との関連についてでございますが、今回の災害復旧では、おおむね嵐山公園の駐車場より山頂側の災害について対応させていただき、かわまちづくりでは、駐車場付近から小田川までの再整備を検討しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 山部君。

**○6番（山部多喜夫君）** かわまちづくりの計画の概要と嵐山の災害復旧の関連について、建設課長から御答弁いただきました。

かわまちづくり計画については、道の駅と一体となった空間整備を目指されていることや、嵐山の再整備に関しても、復旧と新たな事業の区分分けがしっかりできているとのことで、安心いたしました。

特に、かわまちづくり計画は、町民の念願であった桜の名所嵐山の再整備を含めて計画されていると聞き、大変期待をするものです。

これまでは、河川に対して、危険なものでといった概念が強くありましたが、このかわまちづくり計画を機に、当然のことではありますが、安全性を最優先で確保し、水と親しめる空間づくりが実現いたしますようお願い申し上げ、次の質問に移らしていただきます。

2番目の質問として、住宅の耐震対策について、質問させていただきます。

一昨日9月1日は、防災の日でありました。これは、御存じの方も多いと思いますが、大正12年9月1日に発生した関東大震災にちなんだもので、また、例年台風の襲来が多いとされる二百十日にあたり、災害への備えを怠らないようにとの戒めも込められております。

本町も甚大な被害を被った平成30年7月豪雨以降、水害対策につきましては、町長を始めとする執行部の御努力により、総務防災課の創設などソフト事業の展開。また、さまざまな内水対策などによるハード事業の実施。加えて、町民の皆様の意識の向上や自主防災組織の設立など、目覚ましい成果を上げられていることと承知しており、改めて、山野町長を始めとする災害対策に御尽力なされている全ての皆様に敬意と感謝を申し上げます。

しかし、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震についての対策。特に、耐震性の無い住宅について、町民への啓発や耐震化が進んでないように感じております。そこで、矢掛町における住宅の耐震化の状況、町の啓発活動や事業について、担当課長の答弁を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 6番議員、山部議員さんの2番目の御質問、住宅の耐震対策について建設課よりお答えさせていただきます。

矢掛町では、岡山県の耐震改修促進計画に準じ、耐震改修促進法に基づいて平成22年3月に矢掛町耐震改修促進計画を策定し、平成28年3月、令和3年3月に計画を改定しております。この計画では、昭和56年5月31日以前に着工された、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物——いわゆる耐震強度が不足する建築の耐震化を促し、町内の住宅及び建築物の耐震化の促進を図ることをもって、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。

令和3年3月の町内住宅の耐震化率は、現状の推計値で65パーセントであります。

これに対し、本町の計画では令和8年3月の耐震化率の目標値を75パーセントに設定しております。

本町の計画の基となる岡山県の耐震改修促進計画によりますと、県下の耐震化率の現状の推計値は82パーセントで、令和8年3月の目標値を95パーセントに設定しておりますが、本町の計画では実情に合わせた目標数値を設定させていただいております。

本計画に基づき、住宅の耐震化を進める本町の施策として、建築物耐震診断等事業費補助金や木造住宅耐震改修事業費補助金を実施してまいりました。

しかしながら、近年では大雨等の災害が身近に多く発生し、地震に対する危機感の薄れもあると思われ、耐震診断等の耐震化における事業の活用が非常に少ない状況が続いております。参考までに申し上げますと、計画策定後の平成23年から令和2年度までの10年間の事業実績は、耐震診断事業27件、木造住宅耐震改修事業1件でございます。

そこで、議員の皆様にもお願いがございます。まずは、本町で実施しております、耐震診断事業の活



用について、昭和56年以前の建築物を所有されている方に、ぜひ御紹介していただきたいと思います。補助金を活用すると、一般住宅であれば自己負担が1万1,200円で御自身が所有する住宅の耐震強度を診断することができます。

所有者の皆様自身が住まわれている住宅の耐震強度をぜひ知っていただき、その中で、耐震強度が不足する住宅でありましたら、耐震改修につきましても補助金等を活用して、住宅耐震化を実施していただきたいと思います。

担当課といたしましても、令和3年3月の本町の耐震改修促進計画の改定に加え、今年度から、矢掛町住宅耐震化緊急アクションプログラムを作成しており、広報媒体を活用した住宅耐震化への広報活動や補助事業等の利用促進を更に推進する予定としております。併せて、既に耐震診断を実施された方の中で、住宅の耐震性が不足していると診断された方には、補助事業を活用した木造住宅耐震改修事業のお願いを個別に進めてまいりたいと存じます。

南海トラフ巨大地震の発生確率は、今後30年以内に80パーセント程度と予測されており、矢掛町における震度は6弱と予測されております。

地震は、まだまだ予測することが困難な状況です。いつ地震が発生するかわかりません。

巨大地震が発生する前に補助制度等を活用し、御自身の生命・財産の保護に努めていただき、担当課におきましても、事業推進することで町民の皆様の安全安心の確保に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 山部君。

**○6番（山部多喜夫君）** 町内住宅の耐震対策の状況について、建設課長より御答弁いただきました。

公共の建築物については、耐震対策を完了していることとは思いますが、個人住宅の耐震化については、なかなか進んでいない状況であることを御説明いただきました。

個人の所有する建物で、費用の面やさまざまな個人個人の事情で、耐震化に踏み切れないことも理解できますが、やはり安全安心な生活を送っていただくためには、住宅の耐震化は欠かせないものであると思います。

先ほど、課長も言われましたが、南海トラフ巨大地震の発生確率は、今後30年以内に80パーセント程度と予測されており、いつ地震が発生するかわかりません。我々のできることとして、耐震診断事業について、町民の皆さんにできるだけお知らせしたいと思います。

執行部といたしましても、災害を未然に防ぐ観点から、よりこの事業の周知徹底と1件でも多くの耐震化が進むよう強力な事業推進をお願いしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** お諮りいたします。一般質問の途中ですが、昼食などのため休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時46分 休憩

午前12時56分 再開

**○議長（土田正雄君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続けます。それでは、5番石井信行君お願いします。5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** 議席番号5番、日本共産党の石井信行です。発言通告に従って、質問をいたし

ます。

最初の新型コロナウイルス感染症の対策について、項目を2つ挙げておりますが、一つにまとめて質問させていただきます。この感染症の変異株が猛威を振るって、全国的に感染者が大幅に増えて、医療崩壊が起こり、自宅療養を強いられたり、救急搬送先無しなど悲惨なニュースに目を覆いたくなるような毎日です。幸いなことに矢掛町では、行政、医療機関の連携、努力によって、ワクチン接種も他市町村に先駆けて順調に進み、その上に、町民のこれ以上ないほどの自助努力によって、感染者数は大変少なく抑えられています。

町の職員の方々に伺ったのですが、毎日の検査項目に体温だけではなく、血中の酸素濃度も入っているというふうに伺いました。さまざまなところで努力がなされているということを知りました。

しかし、新学期が始まり、子どもへの感染、子どもから家族への感染。これも、大きな懸念材料になっております。一たびクラスターが発生すると、急激な感染拡大が懸念されると書いたところで、現に先日は現実になってしまいました。

私たちは、先般、町長に対して緊急の申入れを行いました。いま、救える命を救おうという一点に絞って、3つの要望を出しました。1つは、政府の原則自宅療養を撤回させ、患者を医療機関につなげるということ。それから、2つ目は、感染を抑え込むための大規模な検査を実施すること。3つ目は、パラリンピックを今からでも中止させる。この3点でした。2番目の感染を抑え込むための大規模な検査の実施は、感染を封じ込めるために欠かせないことだと思います。

岡山県の新型コロナウイルス感染症対策室によると、8月24日現在、岡山県のPCR検査陽性率は15.6パーセントでステージ4に相当します。広島県の陽性率は3パーセント。全国最小値だそうです。

検査数を大幅に増やして、無症状感染者を捕捉しながら、陽性率を引下げ。それもできるという二重の成果が得られていると言われています。

さらには、高速のサービスエリア、駅、空港でも検査を広げているとのことでした。

矢掛町としても、いつでも、どこでも、誰でも、何度でもできるPCR検査を実施して、無症状感染者を捕捉し、感染を抑え込む。そして、観光のまち、安全安心のまちを発信していくということが、町民にはもちろん、来訪者にも歓迎されるまちになるのではないかと考えますが、町長の英断を求めます。

**○議長（土田正雄君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 多少、質問内容と違う質問も含まれたような感じもいたしますけども、全部含めて回答したいと思います。質問の最初の趣旨は、多分、最後のほう言われたように、PCR検査。これを希望者全員に無償でしたらどうかと。みやすく言えば、そうかと。絞られたからか、観光のことは外されとるようですけども、まあそれも同じような趣旨の質問だったというふうに思います。

そういう中で、この検査に関しては、議員は執念で今回4回目の質問であります。同じ回答を全部しておきまして、今回も回答に変化はありません。

その具体的な内容については、いつも答えていますけど、1つは、国の基本的対処方針。これをひとつの一番大きな参考にしておけるというのが、1つ。それから、2つ目は、県のこの検査に対する指導。そしてまた、指示等があればですね、それを参考にする。3点目はですね、矢掛町の医療従事者——お医者さんですね。この人らに意見を聞く。そうした中で、この3つを参考に出して、矢掛町の方針を出しとるというのが、今までの回答と同じ。

つまり、ちょっと違う。いつでも、誰でも、どこでもと言われてるんでなしに、必要な人に必要な時

に実施すると。これが、この全体の考え方ということでもあります。

それで、多少、ちょっと今の対処方針など分かり難いので、ちょっと説明していきたいと思います。政府の基本的対処方針はですね。感染拡大防止のための、感染拡大防止のための全般的な方針として、ワクチン接種の円滑化・加速化を始め、飲食対策の徹底・人流の抑制、検査・サーベイランスの強化、医療体制の確保などが総合的に進めていくということが基本にあった中で、その中でPCR検査については、感染の拡大が認められる場合。ここですね。感染の拡大が認められる場合には、政府や都道府県が密接に連携しながら、重点的・集中的にPCR検査の実施や営業時間短縮要請等を含めて、速やかに強い感染対策を講ずるというふうにしております。この部類がひとつ、この対処方針の方針。いつでもどこでもではない、ということでもあります。

それに加えて、ちょっと厚生労働省もですね、この検査に対しては答えてますが、検査の必要な者により迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域。ここですね。感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対して、PCR検査等より幅広い検査の実施に向けて取り組むということが基本にあります。

以上のことから、感染対策としての大規模なPCR検査の実施主体は、国や県であること。大規模検査。国や県が実施する。また、実施すべき地域は、感染多数地域。これを想定しており、現在の矢掛町のような地域を想定してはいません。

町としては、政府の基本的対処方針に従い、現時点で町が主体となってPCR検査を実施する予定はございません。これが、答えであります。

もう一つ言われました、やはり気になっておることはですね、先ほど、その持ってこられたのは、ちょっと全国的な内容もある。自宅療養の件です。これについては、先般、町村会の、私、今副会長をしていますので、知事との出会いがありまして。ぜひですね、やっぱり町民の一番不安なことは何ですかということに対して、非常にですね、今まで経験のなかったこの自宅待機。これをぜひ解消してほしいということをお願いしております。

県とすれば、今現在、宿泊施設が3か所。岡山が2か所。倉敷が1か所。いま、県北のほうへぜひ1か所してほしいというふうな要望がありましたが、知事も多少迷っとられまして、4か所は、数から言えば、やはり岡山市という感じですけども、地域的に見れば北のほうもあるというふうなことの回答中で検討してみたいということでありました。

かなり数が増えてますので、町といたしましても、自宅療養されている方、おられます。その点について、あえて、県の部長に話をいたしましたところ、県のほうは、その家とは1日必ず連絡を取って状況を見ながら、異常な事態が起きた場合には早速入院してもらう。療養者との連絡を密にしてやっておるということになってますので、今の時点では、保健所主体で待機者には対応をしていただいておりますので、矢掛町の状況ではですね、その対応でいけるというふうに確信を持っております。

以上です。

**○議長（土田正雄君）** 石井君。

**○5番（石井信行君）** 国の方針というのを今言われたんですが、私が一番気になっているのは、自宅療養を原則とするということと、それから、検査をしたら医療ひっ迫を起こすから検査を控えるようにという通達を厚生労働省自身が出していた。これが、大規模な検査の実施を抑えていく運動、最大の要

因になっていたと私は思っています。それで、この無症状の感染者がわからない。自分自身わからないままに感染を広げていった。そして、今の状態になった。その結果、大都市部では医療崩壊が起きて、自宅療養が押し付けられ、救われる命が自宅で苦しみながら亡くなっていくと、そういう状態が生まれている。だから、そういう状態になっていない、ごく僅かな数の町村こそ、こういう検査がやりやすいのではないかと、私は思っていますので、町民の命を守るという最優先課題に向かって、やっぱり検査をぜひ実施していったほしいということを重ねて要望して、次の2つ目の質問に移ります。

2つ目の質問は、小・中学校、それから、保育園・認定こども園のトイレの改善についてのお尋ねです。町内の保育園・認定こども園、小・中学校のトイレ実態を見ると、改善がなされている部分もあるのですが、暗い、臭い、狭い、冬場に冷たいという子どもや教職員の声が聞かれました。子育てのしやすいまちづくりを裏付けるためにも、子ども、教職員や保護者、地域の声を生かして、学校、園のトイレの照明、換気、広さの見直し、便座の暖房、ウォッシュレット化の改善を教育課、健康子育て課に求めます。回答をお願いします。

**○議長（土田正雄君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 5番、石井議員さんの御質問に健康子育て課からお答えいたします。

保育園・認定こども園のトイレ設備の改善についてということでございますが、現在、町内の保育園と認定こども園のトイレの状況を申し上げますと、4園合わせまして、トイレの数は44器で、そのうち洋式は43器。率にして97パーセントとなっております。また、暖房便座やウォッシュレットなどの設備はございません。

健康子育て課では、毎月月初めに保育園や認定こども園の園長と園長会議を開いておりまして、園児の状況や設備の不備などについては、報告を受けることとしております。そうした中で、臭いについては、流し忘れや管の詰まりなどが原因で、一時的に臭うことはあるということでしたが、恒常的に臭うことはございません。また、寒いという点につきましては、園ごとに対応は異なりますが、トイレにヒーターを設置したり、便座に保温マットを敷いたりして対応するなど、何らかの対策を講じております。また、暗い、狭いということにつきましては、各園とも特に報告を受けてはおりません。

保育園・認定こども園は、子どもたちが一日の大半を過ごす場所ですので、健康子育て課といたしましては、できる限り安全でより良い環境を維持できるように、今後とも実態を把握し、改善に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** 5番、石井議員の1点目、学校施設のトイレの照明、換気、便座の暖房等トイレの改善を求めるという御質問に対して、教育課からお答えをします。

現在、町内7小学校、1中学校のトイレの現状を申し上げますと、小・中合わせてトイレの数は228器。そのうち、洋式は118器。率にしますと、51.8パーセントであります。

全国では、令和2年の文部科学省の調査によりますと、岡山県は49.0パーセント。全国平均は57.0パーセントとなっております。

また、洋式のうち、温便座は、町内の小・中合わせて78器、66.1パーセント。温水洗浄便座——いわゆるウォッシュレットというものですが、これが14器、11.9パーセント。多目的トイレにつきましては、美川小学校を除く全ての体育館に。また、校舎につきましては、川面小学校に設置されておま

す。

学校のトイレといいますと、御質問にありますように、今までは「暗い、怖い、臭い、狭い、そして汚い」と言われ、5Kと言われ、きれいで明るいトイレとは掛け離れたイメージがございました。明るくきれいなトイレが普及しつつあるものの、校舎の耐震化が優先され、トイレの改善が進まない学校が数多くあるのが現状だと思います。

そのような状況の中、矢掛町の小・中学校の耐震化が完了した今、これからの課題の一つとして、学校トイレの改修であることは教育課としても認識しており、この9月議会にトイレの洋式化について、学校の要望を受け、予算計上しているところであります。

トイレの洋式化については、入学して初めて和式のトイレを使う子どもも多く、トイレを我慢することで健康を損なう事例もあるようでございます。また、トイレは子どもが一日に何度も使う場所で、健康・精神面で重要になるとともに、改修して明るいトイレに生まれ変わることで、きれいに使用する、あるいは、生活マナーが向上するなど、教育効果も大きいことが指摘されています。

ただし、トイレの改修だけでも、配管・天井・壁・照明など、トイレの本体工事以外の改修に多額の費用を必要とするため、矢掛町では、耐震補強を必要とする学校は、補強工事と同時に老朽化した校舎全体の大規模改修を行い、トイレ改修につきましては、学校の要望を受けながら対応してまいりました。

コロナ禍で新しい生活様式も提唱される今日、トイレの洋式化を始めとするトイレ関連の改修は、教育、衛生、防災の面からも重要な課題であり、この改修には当然のことながら財源的なものも十分検討しなければなりません。

いずれにしても、児童・生徒及び保護者等の思いを十分くみ取りながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 石井君。

**○5番（石井信行君）** トイレのこの改善が進んでいる、耐震化対策や老朽化対策と併せて、校舎のこの改善と併せて、トイレの改修が進みつつあるということが、パーセンテージでもある程度わかったんですが、学校間格差がかなりあるように見受けれます。ある学校では、3年前の水害の時の壊れたままのトイレがずっとそのままとか、多目的トイレがそのままとかいう所もあります。それから、温便座が一つもない男子トイレも見受けられます。

それから、このように学校間格差がかなりあって、それをやっぱりもう子どもたちはずっと3年、5年、6年の間に通り過ぎてしまうわけですから、1日も早い快適なトイレを、ぜひ。改善センターの新しくできたトイレや、それから、図書館の所にあるトイレや、そういうトイレを、私は、道の駅のトイレや、ああいうトイレをイメージしながら、お尋ねしているんですが。子どもたちにそういうトイレを提供してやって、快適な空間を、ぜひ提供してあげたいなという思いがあって、お尋ねしています。

保育園・認定こども園のほうでは、ヒーターを使うとか、温かいマットを置いていたりとかいうことは、今出されたんですが、やっぱり温便座にして、衛生面でも、それから清潔の面でも、それを一々毎日取って洗っているそうですから、大変だと思うんです。それで、いま、このトイレの予算化ということを書いてくださったんですが、どういう計画でどのようなトイレを目指していこうとしておられるのかいうことを、それぞれの課からちょっと教えていただければ有り難いです。

**○議長（土田正雄君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 5番、石井議員さんの再質問に健康子育て課から回答いたします。

保育園・認定こども園のトイレ環境の改善についての御提案とも言えます。ありがとうございます。

健康子育て課といたしましては、計画というものは特にはありませんが、今後も引き続き園長会議を通じて、現場の課題を把握しながら、トイレ環境につきましては、園全体の環境面での課題と併せて検討してまいりたいと考えますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** それでは、石井議員さんの再質問でございます。教育課では、今年度、学校施設の長寿化計画というものを策定することになっております。

この計画は、トイレ改修を含む環境衛生の向上。それから、また、安全面の不具合や機能面の向上を図ることを目的としており、これに必要な改修を年次的に示すことになっております。それにより計画的に対応することになりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 石井君。

**○5番（石井信行君）** お答えいただいたんですが、やっぱり全体計画はなかなか見えない中で、子どもたちの育ちっていうのは早いもんですから、できたら快適なトイレを早目に、ぜひお願いしたいということを重ねてお願いいたします。

特に、コロナ対応としては、手を出したら水が出てくるというような形にすると、自動蛇口ですね。そういう所もいっぱいこの近くにもありますし。そういう形にすれば、感染の経路が少なくなるということもありますので、そういうことも含めて、各園・各校に少なくとも温便座やウォッシュレットを複数個すぐにでも設置していただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

もう一つのトイレの改善点に触れます。ジェンダー平等の視点から、小学校高学年女子、それから中学校の女子トイレに、トイレットペーパーと同じように生理用品を常設していただきたいという思いです。消耗品費として予算化し、現場に指示すれば済むことではないかと考えています。教育課の回答をお願いします。

**○議長（土田正雄君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** 2点目の御質問でございます。これにつきまして、この問題、経済的な理由から生理用品の確保が困難な状況にある、生理の貧困というのが社会問題として、昨今、新聞、テレビ等のマスメディアで取り上げられ、神奈川県は県立高校では、12の高校で女子トイレに生理用品を設置するモデル事業を、生理用品の確保に不安がないようにという目的で、令和3年の6月から8月までの3か月間実施をしたと、神奈川県ホームページで公表されております。

矢掛町では、在校中、生理用品が必要になった児童・生徒に対しましては、養護教諭や女性教諭らがケアしながら、生理用品の提供を行って対応しております。

町内の小・中学校で生理用品の常設となりますと、まず、生理用品をトイレのどの場所に保管するのか。保管する箱に入れて目に付きやすい所に置くのが良いのか、トイレの個室に置くのが良いのか。また、生理用品の補充は誰が行うのか。教員か、あるいは、清掃当番など児童生徒が行うのか。また、一番重要な児童生徒はもちろんのこと、保護者の理解。これも必要であるというふうな問題があると思います。

小学校高学年から中学校に入る時期は、子どもの心と体には急激な変化が起こり、自分の変化に戸惑いを覚えるのと同時に、自分自身と向き合い始めてくると、いわゆる思春期というものでございます。

特に、中学生は、いわゆる多感な時期であり、この御質問につきましては、非常にデリケートなものであるため、保護者を含め関係者との十分な協議が必要だというふうに教育課では考えます。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 石井君。

**○5番（石井信行君）** 更なる質問になるんですが、懸念される3つのことを言われましたが、この3つとも現場では、性教育と合わせた教職員と児童生徒、それから保護者との話し合いで解決できるというふうに考えます。デリケートな問題だからこそ、児童生徒にとっても、それから保護者にとっても、教職員にとっても、歓迎されることになるというふうに思います。人にそんなに知られたくないという部分もあるし、それから、自分の発達に戸惑いを覚える時期でもあるわけです。

先ほども言われたように、この女子の健康と権利の問題。権利を守るという自覚を育てるというためにも、男女の違いを含めた両性の理解を深めること。男子にとっても、欠かせないことではないか。こういうふうなことが、ジェンダー平等の人間を育てていくのではないかと考えますが、教育課の考えを最後にお聞かせください。

**○議長（土田正雄君）** 質問は、あの3回を超えておりますけども。

**○5番（石井信行君）** わかりました。

**○議長（土田正雄君）** はい。

**○5番（石井信行君）** はい、すみません。お答えをいただいているので、男女と平等の問題、いくつか触れられています。すみません。

3つ目の質問に入ります。東川面の浄水場更新工事の造成に関わる問題をお尋ねします。7月13日の東川面の浄水場更新工事の入札が成立しました。落札業者が決定しました。工事の設計書では、造成工事が入っています。現場に行ってみると、既に造成工事は終わっているように見受けられます。実態はどのようなになっているのか。教えてください。

**○議長（土田正雄君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** 5番石井議員さんの質問、東川面浄水場更新工事について、上下水道課からお答えいたします。

今回発注いたしました東川面浄水場更新工事の中に、造成工事という項目が入っているが、現地では既に造成完了しているように見えるが、実態はどうかということでございます。

東川面浄水場更新工事は、現在稼働している東川面浄水場からの送水を継続した状態で、施設の全面更新を行う必要があるということで、現在の浄水場の東隣に新たな用地を確保して、更新事業を実施する計画で事業を実施しております。この新たな用地は、平成30年に用地を取得し、令和元年に敷地の一部造成工事を実施いたしました。

議員さんも現地を御覧になられているということで、おわかりになるかとは思いますが、敷地の北側部分——入口部分ですが、こちら、現在は大型土のうで仮止めとさせていただいております、敷地の造成が全て完了しているわけではございません。

また、敷地全体でも更新工事の施工基面——最終的な地盤の造成の高さ、ここから30センチ下がった高さまでの造成にとどめているということでございます。これは、今後の施設築造工事の工事内容や工程を考慮し、一度造成したものを壊したり、掘ったりという無駄な造成費用が発生しないよう、必要最小限の造成にとどめているためでございます。

残りの部分の造成につきましては、今回発注いたしました東川面浄水場更新工事の中で残りの部分を実施するということになるため、今回の設計に入っているというものでございます。

なお、参考までですが、現在造成をしていない敷地の北側部分でございます。盛土を行っていない所に関しましては、今後掘削を２メートルくらい、掘削を行います。そして、地下設備の整備を行います。また、北側部分。道路からの進入路やスロープ、それから、擁壁がまだ残っておりますので擁壁の残り、それから、排水側溝などの敷地造成を行う計画といたしておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 石井君。

**○５番（石井信行君）** はい。今回の入札には、敷地造成一式が含まれています。内容を見ると、Ｌ型擁壁が１３６メートル、盛土が１,３００立方メートルとなっています。で、令和元年９月２０日完成の敷地造成工事では、Ｌ型擁壁が１３６.０メートル、盛土が２,２７１立方メートルというふうになっています。この１３６メートルというのは、盛土の容積は、こう少なくなっているんですけど、Ｌ型の擁壁っていうのは全く同じ長さで、重複しているのではないかと思うんですが、違いますか。教えてください。

**○議長（土田正雄君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** 失礼します。石井議員さんの再質問ということでお答えいたします。

今回発注の設計書を御覧になられて比較されたのでしょうか。というのが、今回発注の数量の明細。この中にＬ型プレキャスト擁壁は、例えば６メートル。そういった数量になっておりまして、全く、あの言われているものとは、ちょっと違うので。ちょっとお答えが、ちょっとできない。全く一緒ではない。かなり数量は減って、残りの数量を発注しております。よろしくお願いします。

**○議長（土田正雄君）** 石井君。

**○５番（石井信行君）** はい。以上で、全ての質問を終わります。

**○議長（土田正雄君）** 続きまして、８番川上淳司君お願いします。８番、川上君。

**○８番（川上淳司君）** 議席８番の川上淳司です。通告より質問させていただきます。

質問としましては、地域福祉バス・タクシーについて、お尋ねします。現在の福祉バスと利用状況について、教えていただきたい。また、福祉バスを利用すると目的地に行けたとして、帰りの足が、福祉バスで帰れるのか、どうなのか。そして、福祉バスの利用ニーズをどのように把握されているのか。また、過去にルート変更を行ったことがあるのか。簡単に変更ができることがあるのか。最後に、大切なことが一つありまして、買い物ができる店舗が移転されたことによって、利用率に変化が見られないのか。そして合わせて、福祉タクシーの利用の程度は、どの程度あるのか。また、福祉タクシーの対象者になった場合、年度ごとの申請の必要ないと思いますが、年度更新が行われているのは、なぜか。

以上、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（稲田由紀子君）** ８番、川上淳司の御質問、地域福祉バス・タクシーについて、福祉介護課からお答えいたします。

地域福祉バスは、福祉施策として、交通弱者の交通の便の確保対策として実施する事業です。このバスを利用できるのは、６５歳以上の高齢者に加え、障害者、１８歳未満の子ども等とし、無料で利用できることになっており、平成２４年度から運行しております。

現在の地域福祉バスの利用状況についてですが、令和元年度は８,１２７人、令和２年度は４,８４７人の方



に利用いただいております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出自粛等により大幅に利用者が減少し、月平均では404人の利用となっています。令和3年度になり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、約1か月間老人福祉センターを閉館したため、7月末現在の利用者は、1,696人で、月平均では424人の利用となっています。

今年度途中に、買い物ができる店舗が老人福祉センターの近くから移転しましたが、それが地域福祉バスの利用者に影響が出たかどうかは、現在の利用実績からは読み取ることはできません。また、店舗移転後、老人福祉センター利用者は、他の店舗での買い物で対応されているようです。

地域福祉バスは、各地区週2回1日1往復の運行となっており、停留所において乗降できます。老人福祉センターが発着点となっていますが、運行時刻と停留所が合えば、ルート上途中からでも停留所において、乗降いただくことができます。

また、運行開始後、ルートの変更は、一度行っております。御利用者、地域の方からの御要望により、運行業者とも協議の上、変更しております。

地域福祉バス利用者の御意見は、老人福祉センターや福祉介護課の方で随時お聞きしておりますが、令和元年度には、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定時に、高齢者の課題やニーズを把握するため、高齢者の生活に関するアンケートを実施し、その中で地域福祉バスについての御意見も伺っています。

無料運行の地域福祉バスは、補助的な交通手段であり、民間の公共交通機関の適切な運行を妨げない最小限の範囲で行わなければなりません。地域福祉バスの運行を開始し9年が経過しており、今後、車両の更新時には、利用者の御意見も聞きながら、利用実態、利用数減の検証を進め、新たな公共交通施策導入についても検討が必要になってくると考えております。

次に、福祉タクシーについてですが、これは、町内に住所を有する障害者及び65歳以上の高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるように、外出や移動に要する費用の一部を助成するため、タクシー券を交付するものです。

利用状況についてですが、令和2年度は申請のあった69名の方に600円のタクシー券を1か月当たり4枚交付しています。このうち、利用されたのは、約48パーセントとなっています。

また、福祉タクシーの申請は、毎年申請を行っていただいておりますが、これは、身体状況の変化や施設、病院等への入院により必要かどうかの意思確認を行うためと、高齢者の場合、交付要件に住民税非課税世帯となっており、確認を行うためです。

地域福祉バス、福祉タクシーともに、障害者や高齢者の方の生活の足として、有効に役割を果たしております。今後も利用状況の検証を進め、制度についての検討も行っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 川上君。

**○8番（川上淳司君）** 御回答をいただいた中で、地域福祉バスの利用が年々減ってきているように思っております。ちょっと計算すると大体わかりますが、年間1,400万円の補助金を払って運行しているような状況なんで。あとは、人数で割っていただければ、それこそどれくらいの費用が掛かっているか。費用対効果で、相当、普通の民間バスだったら赤字っていう状態になってきていると思うんで、町民の利用を促進する意味で、もう少し考えてあげたらなというふうなことが思っております。本当に、費用対効果を発揮できるような施策にしていかないと、結局のところ、住民ニーズに全然応えてないという

状況が、今の現状見られておりますので。そこは、申し訳ないけど、よく利用者ニーズの把握を、ただ単にアンケートでやってるよということだけでなく、本当に皆さん、困られてることが何なのか。そういうことをもっと理解していただきたいなと思います。

ちょっときついこと言うようですが、ここの役場から西のスーパーが一番近い所だと思うんです。そこまで歩いて、皆さん行かれたことがありますかっていうのが、一番聞きたいこと。で、やっぱし、そういうことが、要するに、お年を召された方が、どんどん高齢者の方が、そこまで歩いて行かなければ買物できないっていう状況は、何とか解消していただきたいなと思っておりますので。ちょっと考えていただければと思います。

で、今回ひとつ提案があるのは、老人センターへバスが来るのは、それはもう当然だと思うんで、そこから先。福祉バスを使ってですけど、お店のあるところへ連れて行ってあげるとか。それから、もう一つは、本当に、いま、大成功の道の駅まで高齢者の方を乗せて行ってあげるとか。そういうふうなことで、要するに、まちなかの観光の集客アップも含めて考えていただければなあと思いますし、それぞれの課が協力して、いろんな案を作って出していただいて、福祉バスをどういうふうに活用していくかなというのは、ひとつの手だなと思ってます。

先ほど、課長の中にもありましたけど、18歳以下の子どもたちも無料で乗れますよということもあるんで、そういうふうなこともどういうふうに活用するかを、やっぱし皆さん、課長さん皆さんが集まって話をされて、やっぱしそういうふうなことで、経費を有効に使うようなやり方をしていっていただいて、これからの老人バスが、増々有効なバスになっていくようにお願いしたいと思います。

それと、先ほど御回答中で、タクシー券の話がありましたが、非課税家庭とか何とかが全部言われますけど、当然、役場の中でデータが無いわけではないんで。そういうことが本当に必要なかなと思います。それでも、もし、必要があるとするんでしたら、次年度の申請に漏れが無いように、申請の手助けをしっかりと上げて、やっぱし、困ってる方が困らないような仕組みにしていきたいなと思いますので、併せてお願いをして、1問目の質問を終わります。

次の質問に移ります。コロナワクチンの接種状況についてお尋ねします。

町民のどの程度の方が完了しているのか。次に、今後、デルタ株等に対しての3回目の接種は、行われるのでしょうか。そして、今後、いま、2回接種の方が皆さんいらっしゃるんで、抗体がどの程度出来ているのかを確認するため、抗体検査を医療機関とのタイアップという形を取ってでもいいですから、町内の接種者の検査はできないでしょうか。

以上、3点質問します。よろしく申し上げます。

**○議長（土田正雄君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 8番、川上議員さんの御質問に、健康子育て課からお答えいたします。

まず、新型コロナワクチンについて、町民のどの程度の方が完了しているのかでございしますが、令和3年9月1日現在の数字ですが、参考値でございしますが、12歳以上の接種対象者のうち75パーセントの方が2回目接種を完了しておられます。

次に、2点目の御質問の、今後、デルタ株等に対しての3回目の接種は行われるのかについてですが、3回目の接種につきましては、菅総理や河野大臣の発言から、国が3回目の接種について検討していることやワクチンを確保しているということが報道されていますけども、現在までに、政府の基本的対処

方針や厚生労働省からの文書などの通知は来ておりませんが、公式な通知はまだ来ておりません。

なお、総理や大臣の発言でございますので、今後3回目の接種はあるものと考えて、できる準備はしてまいりたいと考えております。

次に、抗体がどの程度出来ているかを確認するための抗体検査の実施ということでございますが、抗体検査と言いますのは、そもそもワクチン接種後にウイルスの感染を防ぐ中和抗体ができたかどうかを確認するための検査でございます。厚生労働省の新型コロナワクチンQ&Aというところがありまして、これに「ワクチンを接種したことにより、抗体ができたかを確認するため、抗体検査を受ける必要はあるか」という質問があります。

これに対して、国からは、「新型コロナワクチンを接種したほとんどの方でウイルスに対する抗体の産生——できているということが認められる一方で、抗体検査の結果から実際に予防効果があるかどうかを推測できる状況ではありません。そのため、通常、ワクチン接種後の抗体検査は必要ないと考えられています」という回答となっています。

また、ワクチン接種によって抗体ができたかどうかを調べても、抗体による免疫が十分かまではわからないこと、さまざまな抗体検査キットがあり、医療機関でも使用されていますが、検査結果がワクチンの効果を反映しているかまでは、わかっていないという見解を示しています。

こうしたことを踏まえ、現段階で町として抗体検査を実施することは考えておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 川上君。

**○8番（川上淳司君）** 矢掛のワクチンの接種状況において、岡山県の中でも進んでいると思います。町長以下、職員の皆さんには大変ありがとうございます。

本当にこれは、ここまでできるとは私も思ってませんでしたけど、ほとんど、我が家も家族全員終わらしていただいて、安心している状況ですけど、今回のデルタ株、ラムダ株、そして新しいミュー株という変異種がどんどんできております。

で、大変なのはわかりますが、いま、課長にお聞きしたとおり、まだ3回目のワクチン接種は、まだ今のところは指示が来ていないので無理だよっていうことはわかりましたし、今後の準備をもうされていることは理解しましたので、ありがとうございます。本当に、町民の健康に対しては、よく努力をされていると思うので、大変お礼を申し上げます。

それとあと、抗体検査ですけど、中和抗体がどれぐらいできているかというのを、本当に私たち、打った人間は知りたいと思いますし、それが、半年過ぎたら下がっていくっていうのもわかっておりますので、そこら辺の部分においては、やっぱり一遍は見とったほうがええんかなというふうな感覚をしております。

で、幸いなことに矢掛町は、ほとんどファイザー製のワクチンがほとんどですので、ファイザー製ワクチンを打たれておられる方の、要するに動向が、全部、こう、把握できるのが矢掛だと思っておりますので、あまりモデルナ等で混ざっていないようなワクチン接種をされているので、今回チャンスかなって思ってますんで、できればそういうふうなところで、一番、私の思い当たるところですよ。岡山大学等の医療機関とタイアップされて、安価な状態で皆さんが、公的検査を受ければ、そういうことで、みんながどういうふうに気を付けるか。まだまだマスク生活は続いていきますけど、これからも先の、ずっと先を見据えたときに、やっぱり矢掛一番少なかったねっていうのが、この抗体検査によって少しでも良

くなればなと思っておりますんで、これは提案ですんで、できる・できないは、また、町当局で御検討いただければ結構なんですけど、そういうふうなことを思うと人間もおりますということをお伝えして、終わります。

まだまだマスク生活は続いていきますが、町民の皆さんも十分気を付けられて、コロナには気を付けられて生活していただくようにお願いします。本日はありがとうございました。

**○議長（土田正雄君）** 続きまして、9番浅野 毅君お願いします。9番、浅野君。

**○9番（浅野 毅君）** 9番議員の浅野でございます。よろしくお願いします。本日、2点質問したいと思います。かわまちづくり計画と、それから、文化財保存活用地域計画についてでございます。

まず、かわまちづくり計画につきましては、午前中同僚議員が嵐山関連で少しお話になりましたので、ダブるといけませんので、私の方は総論と言いますか。かわまちづくりとは、どういうものか。大まかな話の質問をさせていただきますんで、よろしくお願いいたします。

かわまちづくりとは、国交省の水管理・国土保全局、河川環境課のホームページを見ますと、地域が持つ資源や地域の創造に富んだ知恵をいかし、市町村や民間事業者、地域住民と河川管理者が連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組です、と書いてありまして、ちょっとわかりにくいんで、私なりに解釈しますと、矢掛町に置き換えて申し上げれば、官民が協力して、小田川と町並みが融合した良好なまちづくりをしましょう、というようなことだと思います。専門家の方もいらっしゃるんで、お恥ずかしいんですけども、そういうふうに理解しております。

いわゆる矢掛町の三大事業。重伝建、それから無電柱化、道の駅が始動し、矢掛も大きく変わろうとしているところでございます。

このたびのかわまちづくりは、上記三大事業に続く大きな企画であると思いますが、かわまちづくり計画は、計画が始まったばかり。間がないので、先ほども7月、9月くらいにあったんですかね、会議が、協議がございましたが、一般の町民の皆さんには十分には認知されていないように思われます。まあ、新聞にも出していただいておりますんで、よく御存じの方は御存じだと思うんですが。十分には認知されていないように思われます。

そこで、かわまちづくりとはどういうものか。以下、概要を教えてください。まず、1、かわまちづくりの目的及び意義。それから2番目、推進主体。それから、登録要件。かわまちづくり計画に定める内容。かわまちづくり計画の登録の手順。それから、都市計画等周辺の法律との関わり。それから今、倉敷市では、小田川かわまちづくりということで、登録されておるようなので、そっちのほうは御参考にされたらという、お願いでございますが、以上、御質問させていただきます。

**○議長（土田正雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** それでは、9番議員、浅野議員さんの御質問、かわまちづくり計画についての御質問に建設課よりお答えさせていただきます。

先ほど議員さんもおっしゃいましたように、午前中に山部議員さんのほうからも御質問いただいておりますので、回答のほうも一部重複するかとも思いますけども、御容赦いただきたいと思います。

まず、現在の申請準備状況でございますけれども、商工会の関係者、それから矢掛宿、DMO、地元代表者、小田川漁業協同組合及び河川管理者であります岡山県や国土交通省などで構成する協議会を設置いたしまして、5月、7月の2回会議を開催し、いただきました御意見等を参考に計画を作成しておりますところでございます。

御質問の目的及び意義でございますけれども、かわまちづくりとは、おっしゃいましたとおり、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組のことでございます。

矢掛町小田川嵐山かわまちづくり計画では、道の駅 山陽道やかげ宿から弦橋を渡りまして、小田川右岸側、嵐山付近を計画予定地といたしまして、重要伝統的建造物群保存地区の選定、無電柱化、道の駅、ビクターセンター問屋、舗装の高質化等を整備した矢掛商店街との空間形成を図り、地域の活性化や地域ブランドの向上を目指すものとなり、まるごと道の駅構想の一環として考えております。

推進主体は、矢掛町でございます。

登録要件は、対象河川が、推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川に該当するものでございます。

かわまちづくり計画に定める内容は、水辺とまちづくりに関する基本方針、支援事業の内容、その他特筆すべき事項の3点でございます。

登録の手順は、河川管理者と共同で作成したかわまちづくり計画を、国土交通省中国地方整備局を経由し、国土交通省水管理・国土保全局へ申請することとなります。国土交通省水管理・国土保全局が、実現の可能性が高いと判断した計画について、支援制度に登録し、申請した推進主体に登録証が交付されることとなります。

他法令との関わりとしては、河川敷地占用許可準則による都市・地域再生等利用区域の指定をすることで、営業活動を行う事業者等も河川敷地の利用が10年間可能となるなど、河川空間のオープン化を国も推奨しているところでございます。

倉敷市の小田川かわまちづくりについては、倉敷市のホームページで確認させていただきましたところ、平成30年7月豪雨の被害を受けて策定した真備地区復興計画に基づき、復興防災公園——これは仮称でございますけれども、を拠点にサイクリングロードによる水辺のネットワークを形成するなど、川を感じ楽しめる空間の整備や地域資源の発掘・活用の取組により、地域の活性化や魅力の向上を図ると計画されており、災害復旧事業に沿った計画となっており、本町を目指す地域の活性化や地域ブランドの向上といった計画とは、目的や手法が多少異なっているのではないかと捉えております。

しかしながら、浅野議員より御質問いただきました、登録申請などの事務手続きに関しましては、大いに参考にさせていただき、円滑な申請、登録ができますよう倉敷市の事務局と連携を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 浅野君。

**○9番（浅野 毅君）** いろいろ的確に御答弁いただいております。ありがとうございます。

最後にひとつ、提案と言いますか、お願いですが、協議会を2回開かれたという話は、いま、お聞きしましたが、教育課に皆さんいろんなスキルを持っておられる方いっぱいいらっしゃるんですが、中には、地域、先進地を御覧になってる方もいらっしゃるかもしれませんので、出来得れば、機会がある、こういうコロナとかで非常に大変とは思いますが、そういう計画をされたらというのは、提言でございます。

以上です。

2番目に移ります。文化財保存活用地域計画策定について。平成31年4月施行の文化財保護法改正

によって生まれた新制度でございまして、これは地域における計画的な保存活用の促進や地方の文化財保護行政の推進力の強化を図る目的で改正されました。詳細については、昨年の6月、議会で触れさしていただいておりますので割愛しますが、矢掛宿は昨年の12月、重要伝統的建造物群保存地区——いわゆる重伝建に選定されました。矢掛町における文化財の重要性が再認識されたところでございます。

矢掛の文化財を全国に発信する上でも、これを契機に、文化財保存活用地域計画を策定すべしと考えますが、見解を問います。

**○議長（土田正雄君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** 9番浅野議員、文化財保存活用地域計画を策定する準備に取り掛かったらどうかという御質問に対して、教育課からお答えをします。

この御質問につきましては、令和2年6月議会で同様の御質問があり、現在の旧矢掛宿の町並みが国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されることを優先して対応してまいりたいというふうなお答えをしました。

選定につきましては、町民の皆様を始め、議員の皆様の御理解と御協力の下、令和2年12月に無事、選定を受けることができました。現在は、本格的に伝建制度がスタートし、運用を軌道に乗せるべく努力しているところでございます。

さて、文化財保存活用地域計画とは、御質問の内容と重複しますが、平成30年の文化財保護法の改正により新たに制度化されたもので、各市町村が文化財の保存と活用について、取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した基本的なアクションプランで、作成については市町村の努力義務となっております。

現在、岡山県下では津山市が策定済みで、備前市など3市が策定中との情報を得ております。

御承知のとおり、矢掛町には数多くの文化財が現存しており、指定文化財だけでも72件に上り、それら以外にも多数の文化的価値のある物が目の目を見ることなく眠っていると思われま

す。この制度を活用して、歴史と文化のかおる町、矢掛のまちづくりに反映させることは、意義のあることであると考えており、今は策定に向けて、岡山県教育委員会など関係機関と連携を密にしながら情報収集を行っているところでございます。

今後は、岡山県が策定した岡山県文化財保存活用大綱に文化財の保存と活用の方向性が示されておりますので、その指針に沿いながら、また、文化財保存活用計画の策定も視野に入れながら、計画的に文化財保護行政の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 浅野君。

**○9番（浅野 毅君）** いま、保存活用地域計画とかいろいろ御説明いただきまして、前向きに検討されておるとい

う。県庁といろんな関連機関とも連携されてやられると。非常に有り難いと言いますか。これから文化財行政がますます発展することと思いますが、人員も大変でしょうけども、いろんなことで次から次へとあるんですが、ぜひ早く、できるだけ早く達成できますようお願いして終わります。

**○議長（土田正雄君）** 続きまして、2番高月敏文君お願いします。2番、高月君。

**○2番（高月敏文君）** 議席2番、高月でございます。通告に従い、二つの質問をします。

はじめに、矢掛の街並みの道路舗装についてと、学校給食について、二つの質問をいたします。

はじめに、矢掛の街並みの道路舗装について、質問をいたします。矢掛町は、道の駅 山陽道やかかげ宿

の開業、市街地中心部の無電柱化、重要伝統的建造物群保存地区への選定等が実を結んでいます。

そこで、質問をいたします。矢掛の街並みがきれいに整備され、石畳のように舗装されていますが、そこに機械的に舗装に切れ目を入れていますが、強度的には大丈夫なのか。また、舗装の表面を研磨しているが、今後、補修が必要な場合は同じように再生できるのかといったことを、担当課の答弁お願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 2番高月議員さんの御質問、矢掛街並みの道路舗装について、建設課よりお答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問でございます。矢掛の街並みがきれいに整備され、石畳のように、機械的に切れ目を入れているが強度的には大丈夫なのかといった御質問ですが、やかげ商店街の舗装につきましては、無電柱化工事の後、都市再生整備計画事業で高質空間形成施設として、周囲の景観に配慮し、舗装の高質化を図っております。高月議員さんがおっしゃるように、町内外の方から無電柱化と併せて、街並みがきれいになったと高い評価を受けております。

さて、御質問の舗装の強度についてですが、結論から申しますと、強度に関しましては全く問題ございません。今回実施いたしました舗装は、一般名称を半たわみ性舗装と申しまして、アスファルトの骨材の隙間に浸透用のセメントミルクを浸透させ、硬化させたものです。セメントコンクリート舗装の剛性とアスファルト舗装のたわみ性といった両者の特性を兼ね合わせた舗装で、強度としては、一般的な舗装の2倍程度の強度があると言われております。

景観に配慮して、石畳風に仕上げるために、目地を規律的に入れておりますが、舗装の厚さ6センチに対して目地の深さは5ミリ程度でございます。舗装強度が通常の2倍あり、目地に関しても化粧程度の深さであることから、強度的には全く問題ございません。

2点目の御質問であります。舗装を研磨しているが、今後補修が生じたとき同じように再生できるのかといった御質問ですが、こちらに関しましては全く問題ございません。先ほども申し上げましたとおり、景観に配慮し、石畳風の舗装に仕上げるため、舗装の表面を研磨仕上げております。

今回の舗装を採用するに当たり、町長からの、維持管理が可能なもの、景観に継続的に配慮できる工法を研究すること等の御指示をいただき、全国の観光地などの実施例を十分調査いたしております。その結果、矢掛の街並みに最もふさわしい工法として採用させていただきました。

参考までに、近隣の観光地での採用例を挙げさせていただきますと、県内では湯郷温泉、近隣では広島県尾道市の商店街、また、島根県の出雲大社商店街など、全国的にも採用例が多数ございます。

補修に関して実例を挙げさせていただきますと、やかげ商店街でも工程の関係から一度施工した箇所を、既に数か所補修しております。場所を申しますと、マンホールの周辺でございます。

舗装の工事時に、一定程度交通を確保する為に、マンホール高さの調整を数か所、舗装の施工後に実施いたしております。注意して御覧いただかなければ場所がわからない程度に補修が完了していると思います。

このことから、補修についても全く問題ございません。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 高月君。

**○2番（高月敏文君）** 景観に配慮し、石畳風の舗装でも強度に問題はないと理解いたしました。

維持管理が可能で、景観に継続的に配慮できる工法ということで、マンホール周辺を補修しているが、全くわからないように補修できていると思います。これで、よくわかりました。特に、きれいになっていて、維持管理も強度も特に問題ないということを理解いたしました。これで、1番目の質問を終わります。

次の、学校給食について質問をいたします。学校給食について、以前にも質問をいたしましたが、今回は金属片が給食に混入していた場合、学校側はどのように対応するのか。具体的には、ボルトとか針金、押しピンとかが混入していた場合についての答弁をお願いいたします。

**○議長（土田正雄君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** 2番高月議員、金属片、ボルト、針金、押しピンが混入していた場合の対応はという御質問に対して、教育課からお答えします。

給食に異物混入があった場合、まずその異物が危険なものであるかどうかに関分類します。さらに、危険物であるなら、それを喫食——食事ですが、喫食することにより生命に深刻な影響を与えるものかどうかに関分類します。また、危険物でない場合は、不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないものであるかどうかに関分類します。

例えば、金属片・針・ガラス片などは危険異物で、生命に深刻な影響を与えるもの。毛髪・プラスチック片・繊維などは非危険異物で、健康への影響が少ないものとして分類されます。ゴキブリ・ハエなどは危険異物として扱い、健康への影響が大きいものとして分類されます。

御質問の、ボルト、針金、押しピンが混入していた場合の対応でございますが、これら全て危険異物であり、生命に深刻な影響を与えるものとして分類されるため、給食センターあるいは学校の対応としては、調理前なら取り除くか、交換、あるいは使用中止。調理中・配膳中なら、その献立の提供中止。配膳後なら喫食の中止となります。

異物混入は給食調理員、栄養士を始めとして、教職員、給食物資納入業者など学校給食に携わる全ての者が連携して取り組む必要があると考え、この7月に矢掛町学校給食異物混入マニュアルを作成し、この9月の給食委運営委員会に諮る予定でございます。

このマニュアルにより、関係者一人ひとりの役割を認識し、異物混入ゼロを目指すとともに、異物発見時には適正に対処し、児童・生徒の笑顔あふれる学校給食を提供していきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（土田正雄君）** 高月君。

**○2番（高月敏文君）** はい。矢掛町学校給食異物混入マニュアルが作成されて、異物混入発見時には、適正に対処していただけるものと思います。私も以前、異物混入、金属とかボルトとかをやっぱり、入ったところと言ったらおかしいですけど、調理側もちゃんと対応をせんといいんと思いますし、出された側も対応が必要だと思っております。

そういう点を考えまして、適正に対処いただければ有り難いと思います。

以上で、ちょっと早く終わりましたけど、以上で、私の質問は終わりたいと思います。

~~~~~

○議長（土田正雄君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は6日月曜日、午前9時30分から再開したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は、6日の月曜日、午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会いたします。皆さん、お疲れさまでした。

午後 2時12分 散会

令和3年第4回矢掛町議会第3回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 令和3年9月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （散会） 午前 9時44分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 野 通 彦  
 教 育 長 嶋 山 英 二  
 企画財政課長 松 嶋 良 治  
 健康子育て課長 小 川 公 一  
 産業観光課長 妹 尾 一 正  
 上下水道課長 平 井 勝 志  
 矢掛病院事務長 稲 田 欽 也  
 介護老人保健施設事務長 丹 下 裕 之  
 総務防災課長代理 立 川 人 士  
 企画財政課財政係長 石 井 亮太郎

総 合 政 策 監 安 部 正 和  
 総務防災課長 堀 賢 一  
 町 民 課 長 妹 尾 茂 樹  
 福祉介護課長 稲 田 由紀子  
 建 設 課 長 渡 邊 孝 一  
 教 育 課 長 藤 原 徳 忠  
 会 計 管 理 者 奥 村 栄 治  
 矢 掛 寮 長 西 山 弘 之  
 企画財政課長代理 河 上 昌 弘

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 議案第59号 令和2年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について

- 議案第 6 0 号 令和 2 年度矢掛町病院事業会計決算認定について
- 議案第 6 1 号 令和 2 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
- 議案第 6 2 号 令和 2 年度矢掛町水道事業会計決算認定について
- 議案第 6 3 号 令和 2 年度矢掛町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 報告第 4 号 令和 2 年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について
- 日程第 3 議案第 6 4 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 5 号 矢掛町地域農産加工所設置条例を廃止する条例制定について
- 日程第 4 議案第 6 6 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 日程第 5 議案第 6 7 号 令和 3 年度矢掛町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 6 8 号 令和 3 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 6 議案第 6 9 号 工事請負契約の締結について（地方創生道整備推進交付金事業 うぐいす橋上部工架設工事の請負契約の締結）
- 日程第 7 請願第 2 号 少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2022 年度政府予算に係る意見書採択の請願
- 請願第 3 号 新型コロナ禍による米の需要改善と米価下落の対策を求める請願

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（土田正雄君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。
本日の出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 議案第59号 令和2年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について  
議案第60号 令和2年度矢掛町病院事業会計決算認定について  
議案第61号 令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について  
議案第62号 令和2年度矢掛町水道事業会計決算認定について  
議案第63号 令和2年度矢掛町下水道事業会計決算認定について

**○議長（土田正雄君）** 日程第1、議案第59号から議案第63号までを一括議題といたします。  
既に、説明が終わっております。

ここで、監査委員から、決算審査の結果報告をしていただきます。監査委員、山野豊久君、お願いします。山野君。

**○11番（山野豊久君）** それでは、命によりまして決算審査の結果報告を行います。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき審査に付されました、令和2年度矢掛町一般会計及び17の特別会計の歳入・歳出決算並びに各種基金の運用状況についての審査を、去る7月5日から15日までの間、高月監査委員とともに関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査を行いました。

その結果、一般会計を始め、各特別会計とも審査に付されました決算書類は、法令の規定に従い作成されており、係る関係諸帳簿及び証票書類等会計手続きもおおむね適正に処理され、経理は正確、適切に処理されていることを認めたところであります。

令和2年度一般会計決算額につきましては、対前年度比で歳入約20億900万円の増、歳出約23億8,200万円の増の決算となっており、これは新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業が大幅に増加したことによります。

財源については、過疎債などが効率的に活用される中、将来設計の下で償還財源が措置されており、また、町債の繰上償還2億8,170万円を実施することで年度末現在額が減少に転じており、財政の健全性の維持にも配慮されているものと判断されます。

次に、税及び税外収入については、町民に不公平感が生じないように、引き続き厳正な徴収に努めるよう要請したところでございます。

最後に、一般会計及び各特別会計の効率的な財政運営と健全財政の堅持を図り、住民福祉の向上に努められますよう要望したところであります。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付されました令和2年度の矢掛町病院事業会計、矢掛町介護老人保健施設事業会計、矢掛町水道事業会計及び矢掛町下水道事業会計の決算審査は、去る6月23日に高月監査委員とともに関係職員の説明を聴取しながら厳正に審査を行ったところであります。

その結果、4会計とも審査に付されました決算書類は、法令の規定に従って作成されており、これらに係る関係諸帳簿及び証票書類等は、会計事務手続きに沿って適正に処理され、決算財務諸表は、期末

における事業の財政状況と年間の経営成績も適正に表示するものであり、各計数も正確に処理されていることを認めたところであります。

いずれの企業会計においても、積極的な取組が行われ、また、事業運営に必要な資金も留保されていますが、今後においても中長期的シミュレーションに基づき運営にあたるよう、特に要望したところでございます。

なお、詳細につきましては、別添の意見書を御覧いただきたいと思います。

以上で、決算審査の結果報告を終わります。

**○議長（土田正雄君）** 監査委員から決算審査の結果報告が終わりました。

これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第59号から議案第63号までは、所管の予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第59号、令和2年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について、議案第60号、令和2年度矢掛町病院事業会計決算認定について、議案第61号、令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について、議案第62号、令和2年度矢掛町水道事業会計決算認定について、議案第63号、令和2年度矢掛町下水道事業会計決算認定については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第2 報告第4号 令和2年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について

○議長（土田正雄君） 日程第2、報告第4号、令和2年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率についてを議題といたします。

これも説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号、令和元年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率についての報告を終了いたします。

~~~~~

日程第3 議案第64号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議案第65号 矢掛町地域農産加工所設置条例を廃止する条例制定について

**○議長（土田正雄君）** 日程第3、議案第64号及び議案第65号を一括議題といたします。

これも説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第64号及び議案第65号は、所管の産業福祉常任委員会に付託し、審査を

お願いしたと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第64号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、議案第65号、矢掛町地域農産加工所設置条例を廃止する条例制定については、産業福祉常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第4 議案第66号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

○議長（土田正雄君） 日程第4、議案第66号を議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第66号は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、予算決算常任委員会に付託することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第67号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について

議案第68号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

**○議長（土田正雄君）** 日程第5、議案第67号及び議案第68号を議題といたします。

これも説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第67号及び議案第68号は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第67号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について、議案第68号、令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、予算決算常任委員会に付託することに決しました。

~~~~~

日程第6 議案第69号 工事請負契約の締結について（地方創生道整備推進交付金事業 うぐいす橋上部工架設工事の請負契約の締結）

○議長（土田正雄君） 日程第6、議案第69号を議題といたします。

これも説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第69号については、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号、工事請負契約の締結について（地方創生道整備推進交付金事業 うぐいす橋上部工架設工事の請負契約の締結）は、原案のとおり可決決定することに決しました。

~~~~~

日程第7 請願第2号 少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願

請願第3号 新型コロナ禍による米の需要改善と米価下落の対策を求める請願

**○議長（土田正雄君）** 日程第7、請願第2号及び請願第3号を一括議題といたします。

お諮りいたします。請願第2号及び請願第3号は、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、請願第2号、少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願は総務文教常任委員会に、請願第3号、新型コロナ禍による米の需要改善と米価下落の対策を求める請願は産業福祉常任委員会に審査付託することに決しました。

~~~~~

○議長（土田正雄君） 本日予定しておりました案件の審査は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会とし、次の本会議は15日の水曜日、午前9時30分から再開したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、15日の水曜日、午前9時30分から本会議を再開することに決しました。

ここで、お知らせいたします。休会中に付託案件審査のための各常任委員会が、次の日程で開催されます。7日の火曜日、総務文教常任委員会が午前9時30分から、産業福祉常任委員会が午前11時から、どちらも3階の大会議室で行われます。また、予算決算常任委員会が、8日の水曜日は、午後1時30分から、9日の木曜日、10日の金曜日、13日の月曜日は、午前9時30分からそれぞれ3階大会議室で開催されます。関係者の御出席をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会といたします。皆さん御苦労さまでした。

午前 9時44分 散会

令和3年第4回矢掛町議会第3回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 令和3年9月15日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（閉会） 午後 1時13分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	田 中 輝 夫	出	2	高 月 敏 文	出
3	原 田 秀 史	出	4	小 塚 郁 夫	出
5	石 井 信 行	出	6	山 部 多 喜 夫	出
7	花 川 大 志	出	8	川 上 淳 司	出
9	浅 野 毅	出	10	土 田 正 雄	出
11	山 野 豊 久	出	12		

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|                       |           |                 |           |
|-----------------------|-----------|-----------------|-----------|
| 町 長                   | 山 野 通 彦   | 総 合 政 策 監       | 安 部 正 和   |
| 教 育 長                 | 嶋 山 英 二   | 総 務 防 災 課 長     | 堀 賢 一     |
| 企 画 財 政 課 長           | 松 嶋 良 治   | 町 民 課 長         | 妹 尾 茂 樹   |
| 健 康 子 育 て 課 長         | 小 川 公 一   | 福 祉 介 護 課 長     | 稲 田 由 紀 子 |
| 産 業 観 光 課 長           | 妹 尾 一 正   | 建 設 課 長         | 渡 邊 孝 一   |
| 上 下 水 道 課 長           | 平 井 勝 志   | 教 育 課 長         | 藤 原 徳 忠   |
| 矢 掛 病 院 事 務 長         | 稲 田 欽 也   | 会 計 管 理 者       | 奥 村 栄 治   |
| 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長 | 丹 下 裕 之   | 矢 掛 寮 長         | 西 山 弘 之   |
| 総 務 防 災 課 長 代 理       | 立 川 人 士   | 企 画 財 政 課 長 代 理 | 河 上 昌 弘   |
| 企 画 財 政 課 財 政 係 長     | 石 井 亮 太 郎 |                 |           |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 諸般の報告



- 日程第2 委員長報告 議案第59号 令和2年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について  
 議案第60号 令和2年度矢掛町病院事業会計決算認定について  
 議案第61号 令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について  
 議案第62号 令和2年度矢掛町水道事業会計決算認定について  
 議案第63号 令和2年度矢掛町下水道事業会計決算認定について  
 議案第64号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第65号 矢掛町地域農産加工所設置条例を廃止する条例制定について  
 議案第66号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について  
 議案第67号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について  
 議案第68号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
 請願第2号 少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願  
 請願第3号 新型コロナ禍による米の需要改善と米価下落の対策を求める請願
- 日程第3 発議第5号 少人数学級の拡充及び教職員定数の改善に係る意見書の提出について
- 日程第4 発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第5 議案第70号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（土田正雄君） 皆さん、おはようございます。今月6日の本会議に引き続き、御苦労さまです。
ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

**○議長（土田正雄君）** 日程第1，諸般の報告を行います。

町長から報告がありますので、報告をしていただきます。町長。

**○町長（山野通彦君）** 皆さん、おはようございます。

報告第9号，矢掛町交通安全推進大会の中止について、御報告申し上げます。本定例会初日に、令和3年秋の交通安全県民運動の実施について、御報告をさせていただいておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、町の行事の交通安全推進大会につきましては、中止とさせていただきます。

なお、秋の交通安全県民運動は、今月21日の火曜日から30日の木曜日までの10日間、“思いやりゆとりは無事故へ つづく道”をスローガンに、県下一斉に行われますので、町民の皆様、各種団体の皆様、議員の皆様には、それぞれのお立場で、交通事故防止に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

**○議長（土田正雄君）** 町長からの報告が終わりました。

~~~~~

日程第2 委員長報告 議案第59号 令和2年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について

議案第60号 令和2年度矢掛町病院事業会計決算認定について

議案第61号 令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について

議案第62号 令和2年度矢掛町水道事業会計決算認定について

議案第63号 令和2年度矢掛町下水道事業会計決算認定について

議案第64号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

議案第65号 矢掛町地域農産加工所設置条例を廃止する条例制定について

議案第66号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

議案第67号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について

議案第68号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

請願第2号 少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願

請願第3号 新型コロナ禍による米の需要改善と米価下落の対策を求める請願

○議長（土田正雄君） 次に、日程第2、議案第59号から議案第68号までと請願第2号及び第3号を一括議題とし、委員長報告を行います。これらは、去る6日の本会議において審査をお願いした案件で、委員会審査も終了し、請願については別紙のとおり報告書も提出されておりますので、それぞれの常任委員長から、審査の概要を報告していただきます。報告の順は、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長、予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それではまず、総務文教常任委員長、高月敏文君、お願いいたします。2番、高月君。

○2番（高月敏文君） それでは、命によりまして、総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る9月6日の本会議において付託を受けました、請願第2号、少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願の1件について、9月7日、総務文教常任委員会を開催し、全委員の出席のもと、説明者の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

請願第2号、少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願についての審査では、コロナ禍での課題についてとか定数の教育条件、労働条件への影響についてとか、加配の実態と少人数学級にするための自治体の働き掛けについて等の質疑がありましたが、審査の結果、賛成多数で総務文教常任委員会では、採択といたしました。

以上が、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。

不足の点がありましたら、他の委員に補足をお願いいたしまして、総務文教常任委員会、委員長報告とさせていただきます。

○議長（土田正雄君） 続いて、産業福祉常任委員長、原田秀史君、お願いいたします。3番、原田君。

○3番（原田秀史君） それでは、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る9月6日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました、議案第64号、議案第65号の条例案件2件及び請願第3号の審査のため、9月7日に産業福祉常任委員会を開催し、全委員出席のもと、条例案件につきましては、関係職員から、また、請願につきましては、紹介議員の説明を聴取しながら慎重に審査を行いましたので、その審査概要と結果について御報告をいたします。

まず、議案第64号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、支給対象人数についての質疑応答がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致でございました。

次に、議案第65号、矢掛町地域農産加工所設置条例を廃止する条例制定についての審査では、条例廃止後に、同様な施設の新たな設置の可否、また、関連条例の文言の追加についての質疑応答がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致でございました。

次に、請願第3号、新型コロナウイルスによる米の需要改善と米価下落の対策を求める請願についての審査では、「コロナ禍の影響により生じた余剰米の具体的な政府の買入れ量の想定はあるのか」「米価が9,000円まで落ち込むという根拠は何か」の質疑に対し、明確な説明はありませんでした。また、「食糧法の制度上、政府は、価格維持のための買入れができない」「米の価格については、収入保険制度や損失の9割が補てんされる所得安定対策制度がある」「事項3のミニマムアクセス米についての理解ができる」などの意見がありました。審査の結果といたしましては、全会一致で不採択といたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。

審査の内容に不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会委員長報告といたします。

○議長（土田正雄君） 続いて、予算決算常任委員長、田中輝夫君、お願いいたします。1番、田中君。

○1番（田中輝夫君） それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

9月6日の本会議において付託を受けました、議案第59号、令和2年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について並びに議案第60号から議案第63号までの令和2年度矢掛町病院事業会計、老人保健施設事業会計、水道事業会計、下水道事業会計の各公営企業会計の決算認定案件4件と議案第66号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定案件、議案第67号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）及び議案第68号、令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）の3件の審査のため、今月8日から13日の4日間にわたり予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長、教育長、病院管理者、総合政策監のほか、関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

個別の質疑応答内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして、御報告いたします。

議案第59号、令和2年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について。まず、一般会計の決算では、さまざまな新型コロナ対策事業、道の駅整備事業、ICT教育の実践事業などで、前年度比27.6パーセント増となった決算の数値、事業執行状況、実績や成果、今後に向けての課題や取組方針、未収金、不納欠損金、繰越金、当初予算額に対する不用額、また、古民家改修設計管理委託料、フレイル対策の概観、各種支援金の給付など、各分野において、相当数の質疑応答を行いました。

審査の結果、委員から一部決算内容に異議が出ましたが、賛成多数で原案を了といたしました。

次に、特別会計決算ですが、矢掛町介護保険特別会計では、包括的支援事業・任意事業費での給付適正化、認知症ケアパス、成年後見人制度利用事業補助金等の質疑を行いました。

矢掛町国民健康保険特別会計では、給付費の前年対比減の理由、健診受診率、健診委託料、保健指導委託料、出産育児一時金の執行実績などについて、質疑応答を行いました。

後期高齢者医療特別会計、地域開発事業特別会計、各財産区特別会計については、特段の質疑はありませんでした。審査の結果、いずれの特別会計も全会一致で原案を了といたしました。

次に、公営企業会計についてですが、議案第60号、令和2年度矢掛町病院事業会計決算認定についてであります。流動資産の大幅減の理由、未収金の内訳別と回収方針、クレジットカードの利用実績と決済手数料、コロナ禍による訪問診療の状況等について質疑応答を行いました。審査の結果、病院事業会計決算は、全会一致で原案を了といたしました。

議案第61号、令和2年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について、人件費率上昇の要因、コロナ禍による施設入所者への面会方法などについて、質疑がありました。審査の結果、介護老人保健施設事業会計決算は、全会一致で原案を了としました。

議案第62号、令和2年度矢掛町水道事業会計決算認定について、漏水対策に対する費用額、未収金徴収への取組、収益的収支の見通し、水道ビジョンの随時見直し等について、質疑を行いました。審査の結果、水道事業会計決算は、全会一致で原案を了としました。

議案第63号、令和2年度矢掛町下水道事業会計決算認定について、企業債の償還額が大きいことに対する措置並びに経営への影響についての質疑がありました。審査の結果、下水道事業会計決算は、全会一致で原案を了といたしました。

議案第66号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、「パブリックコメントでの意見

は」「計画計上はどのタイミングで行うのか」、地方債残高が増えていく中での計画の是非などの質疑がありました。審査の結果、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定は、全会一致で原案を了としました。

議案第67号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）について、町長より補足説明があった後、地域力創造アドバイザー、嵐山崩壊対策及び桜の管理、トイレの洋式化への改修、羽賀池の底樋改修及び団体営若しくは県営事業とならなかった理由などの質疑がありました。審査の結果、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）は、一部補正予算案内容に異議が出ましたが、賛成多数で原案を了としました。

議案第68号、令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これは特段の質疑はなく、審査の結果、令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案を了としました。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。なお、執行部におかれましては、本委員会での意見、要望等に十分留意され、なお一層適切な事務、事業の執行に努められますよう求めるものであります。

不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（土田正雄君） それぞれ委員長から、付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。7番、花川君。

○7番（花川大志君） 請願第2号の採択に、反対の立場から討論を行います。本件趣旨は、中学・高校での35人学級の早期実現及び30人学級と少人数学級について検討すること。また、学校での働き方改革、長時間労働是正の実現を目途に、教職員の定数改善を推進すること。そして、国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用を可能とするために加配を削減しないことを実現すること。以上の3項目からなり、ために、2022年度——令和4年度予算編成における財政措置を地方議会として国に要望していただきたいというものであります。

この要望趣旨の内容を、令和3年度の矢掛町内の小中学校の現状に照らしてみますと、まず35人及び少人数学級の実施要望に対しては、町内の小・中学校8校、全学年で35人を超えるクラスは無く、30人を超えるクラスでさえ3クラスしか無く、また、矢掛町においては、そのほとんどがいわゆる少人数学級であるわけであります。これは、請願の理由と整合しておりません。

一方、加配の削減措置要望については、本町の現状としては、小学校で13人、中学校では7人の教諭・講師、計20人を加配しており、近隣市町のそれと比較しても、児童生徒数及びクラス数に対する割合としては、大変有為な加配措置、いわゆる財政出動をしているわけであります。

さらに、教師の定数改善推進の要望については、国における改正義務教育標準法の成立に準拠し、令和3年度予算で教職員定数を744人増加する予算措置が行われました。なお、改正義務教育標準法は、国会において、与党野党、全会一致で可決した法案であります。

そして、文部科学省は、令和4年度から7年度まで、毎年3,000人ずつ定数を改善する計画を立てて

おり、本年度を含め5年間で計1万3,500人程度の定数増を図るとしております。

これらのように、小さな地方自治体である矢掛町としての手厚い教育行政の現状と法改正をも行った国の方針、方向性と、既に動き出している施策等を勘案すれば、当該請願を地方議会として国に提出することに合理性を感じることができないわけであります。

つまり、この請願に書いている要望趣旨は、ルール上可能かどうかは別として、当該請願者である岡山県教職員組合井原小田支部さん自体が、しかるべきところに働き掛けられればよろしいのではないかと思うわけであります。

地方自治体である矢掛町も、そして、一括して取り仕切る国も、一生懸命に努力をしている現状を鑑みれば、教育行政の改革へ着手したこのタイミングで、係る請願を矢掛町議会として提出する根拠を私はどうしても見出せないのであります。

よって、私はこの請願に反対いたします。

○議長（土田正雄君） 請願第2号について、反対賛成の討論は、ほかにございませんか。8番、川上君。

○8番（川上淳司君） はい。私は、請願第2号、少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

私は、紹介議員でもありますので、この岡山県教職員組合の方々と関わりがいくらかはありますので、その方々が、今の皆さんの実情をお教えいただいて、今後、こういうふうなことが減るようになっていくことでお願いをされてきている部分でありますので、それを、地方議会が国にしている話にはならない。ならないんでなくて、地方議会が国に持っていくべきだと思っておりますので、ただ単に、矢掛のことだけを見れば、今の花川議員のお言葉が正しいかと思っておりますが、基本的に趣旨としては、教職員組合の井原小田支部の皆さんが思われてることが、実際の部分で困られてることだと思っておりますので、ぜひ、今回、皆さんの御賛同をいただき、請願を国に届けていただきたいと思いますと思って賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（土田正雄君） 請願第2号について、ほかに討論はございませんか。

〔なし〕

○議長（土田正雄君） それでは、その他の議案に対する討論はありますか。

〔5番石井信行君「議事進行」と呼ぶ〕

○議長（土田正雄君） 5番、石井君。

○5番（石井信行君） 5番。討論があったその議案について、その場で採決をしていただいたほうが論点がわかりやすいのではないかと。賛成反対の意見が出て、その場で、その1本を採決していただければ、趣旨がわかりやすいと思うんですが、そうお願いできませんか。

○議長（土田正雄君） この場では行なわず、討論のみとさせていただきます。

その他の議案に対する討論はありますか。5番、石井君。

○5番（石井信行君） はい。3点ありますが、3点続けて言ったほうがいいでしょうか。1個ずつ言ったほうがいいでしょうか。

○議長（土田正雄君） 1件ずつ分離してお願いします。

○5番（石井信行君） はい。それでは、最初に議案第59号の一般会計及び特別会計決算認定について

て、５９号についての反対討論を述べます。

商工費の中の無料モニタリングツアー、２,２５０万円の執行結果はどうだったのかという点で述べます。

モニタリングで行われたアンケートの内容を見ると、ある宿泊施設では便座が破損していた。飲み水のタンクのレバー周辺にカビが生えていたので、飲むのをためらった。スタッフがおらず、チェックインに手間取った。宿泊場所の受付などが大変わかりにくい。階下にあるトイレは階段の上がり下りが大変だった。トイレに手洗いが無い。これ、多数の同意見と書いてあります。食事に関しても、夕食に出た鴨肉が朝食で出されたのはショック。残り物感が強い。美星牛を楽しみにしていたのに、サワラだった。ほかの方には美星牛が出されており、なぜ。説明もなかった。夕食に、矢掛の特色、矢掛産の食材などがあると良い。多数の同意見等々と書かれております。これらの声に対して、どのように対処してきたのかという尋ねますと、協議会でよく検討して対応するとの答弁でした。

宿泊施設としての機能が十分に備わっているのか。公の金で造られた施設を借りている指定管理者は、一体何を管理しているのかと疑われるような声もありました。アンケート結果は、開示請求でやっと出されたものですが、宿泊施設名は全て黒塗りでしたから、どこの宿泊施設のことかはわかりませんでした。この事業は、古民家再生宿泊施設を応援し、町内在住の町民にもよく知ってもらい、更なる集客につなげ、観光振興に寄与する施策のはずですが、実態はそうっていないと言わざるを得ません。

この１点を持って、令和２年度一般会計決算承認に関する議案への反対討論とします。

以上です。

○議長（土田正雄君） 議案第５９号に対する討論は、ほかにございませんか。１番、田中君。

○１番（田中輝夫君） いま、言われたことも委員会等で質疑があったことだと思います。そのモニターからの意見というふうなこともその席で言われましたし、執行部サイドとしては、適宜改修なり検討はしていると思いますので、私としては賛成ということで意見を言わせてもらいます。

○議長（土田正雄君） 議案第５９号に対するほかに討論はございませんか。

〔なし〕

○議長（土田正雄君） それでは、その他の議案に対する討論はありませんか。５番、石井君。

○５番（石井信行君） 議案第６７号の令和３年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）についての反対討論を述べます。

教育費の小学校管理のトイレ洋式化改修に２９３万２,０００円の内容は、矢掛小学校と山田小学校のトイレ洋式化という説明でした。実態はどうなっているのか、教育委員会のお力もお借りして調べてみました。その結果、いま、名前の挙がった矢掛小学校と山田小学校のトイレはどうなっているか。矢掛小学校は、洋式が１０あって、そのうち温便座が１０分の１０あります。それから、山田小学校は、洋式が１２あって７つが温便座になっています。中川小学校を見ると、洋式トイレが１０あって、温便座が１個。男子にはありません。それから、矢掛中学を見ると２３の洋式トイレがあって、そのうち、４が温便座になっています。それぞれの学校、ウォッシュレットはほとんどありませんが、矢掛中学校の場合は２４７名の生徒がいて、２３分の４ですから、かなりの割合として、少ないと思います。この洋式化を考えると、より快適なトイレにするための改修ですから、最終的には温便座付きのウォッシュレットにすべき。例えば、道の駅のような形にすべきだと考えますが、次善の策として、温便座は急がれるのではないかと考えています。冷たいトイレに行くのを我慢して走って帰る子どものことを考えると、町内全体の学校を見回した時の公平感、順序からいっても、改修場所は中川小学校、矢掛中学校に考え

直すべきではないかと考えます。子どもたちの差し迫った要望を入れてもらえないので、補正予算に反対します。

以上で、反対討論とします。

○議長（土田正雄君） 議案第67号に対しての反対賛成討論は、ほかにございませんか。1番、田中君。

○1番（田中輝夫君） いま、トイレの件に関しましても、その委員会等で話が出た案件であります。各保育園、例えば三谷保育園にしても、まあ少ないんじゃないかというふうなことの意見も出ましたし、要望として、洋式、トイレ温便座をやってほしいというようなことも出ました。そのときの執行部の説明では、これから随時検討して増やしていく方向というふうなことを言われましたので、私はこの案に賛成と言わせてもらいます。

○議長（土田正雄君） 議案第67号について、ほかに討論はございませんか。3番、原田君。

○3番（原田秀史君） はい。私は、この議案第67号に賛成の立場で討論を行います。

この議案の中には、農林水産費といたしまして、羽賀池の改修予算が計上されております。羽賀池は20ヘクタールの受益地、その全てが農業振興地域であり、この地域で農業を継続する上で必要な農業用水の確保をするためには、この池の早期の改修が必要であると思います。

また、先ほど反対討論にありましたが、小学校のトイレ改修につきましても、これは各学校からの要望の中で順次改修を進めていく予定との委員会での説明がありました。一遍に改修するというのは無理ですが、学校の環境整備を計画的に進めるという観点からも必要と認めます。

以上の理由で、本議案に賛成いたします。

○議長（土田正雄君） 議案第67号について、ほかに討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（土田正雄君） はい。それでは、その他の議案に対する討論はありませんか。5番、石井君。

○5番（石井信行君） 請願第3号についての反対討論をします。生産者米価の暴落を止めるための請願に不採択についての反対討論です。

請願内容は、コロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫を政府が買い取るなどして、市場から隔離し、需要環境を改善するとともに米価下落に歯止めをかけること。2つ目、コロナ禍などによる生活困窮者・学生などへの食料支援制度を欧米並に創設し、政府が支援すること。3つ、国内消費に必要な無い外国産米——ミニマムアクセス米は、国産米の需要状況に応じて輸入数量の抑制を直ちに実行すること。この3つとなっていました。が、不採択だということになりました。

委員会討議の中で、先ほど報告にありましたように、お米は100パーセント自給出来ているから、輸入が止まったら6割の人が食べられなくなるというのは、理論的に成り立たないという意見がありました。食料自給率は、今年度もちょっと下がっているんですが、食料品の原材料を含む全ての食料品の総体を問題にしております。果物、野菜、麦、豆、魚介類、肉、生乳、乳製品などなど。味噌や醤油の原材料もほとんどが輸入食品ですから、輸入がストップすれば6割の人が食べられなくなるというのは成り立ちますし、薬品などによる汚染、遺伝子組換えなどの健康に悪影響がある食品によって、国民全体の命が脅かされているという問題をはらんでいます。輸入自由化政策、食料品は安ければ外国産でも良いという政策に沿って、日本の農業が切り捨てられてきた結果、農家戸数は、減り続けております。

輸入保険制度や安定所得対策などの損失の9割が補てんされる制度があるという御意見があります。

これは、誰でも入れるような制度にはなっておりません。

それから、食糧法によれば、政府買入は備蓄のためであり、価格維持のための買入は認められていないという意見。現行の制度上、買入れができないという御意見がありました。これは、農協と政府の言い分です。政府が備蓄米と言え、備蓄米になります。農家の窮状を守る立場にないから、今の制度では買入れはできないというわけです。

市場原理に任せるべきという意見もありました。新米を売り控えたり、調節しながら出荷できる施設設備を備えた農家は、ごく僅かでありませぬ。多くの農家が、今の状態では、営業が続けられなくなりつつある実態ではないでしょうか。これを何とかしたいという願いに、矢掛町議会として応えるべきだと考えます。

最後に、県下では1俵につき1,000円の上乗せを決めた自治体もあるということを申し添えて、反対討論を終わります。

○議長（土田正雄君） 請願第3号に対する、ほかに討論ございませんか。3番、原田君。

○3番（原田秀史君） 私は、請願第3号の不採択に賛成の立場から討論を行います。

先ほど、反対討論を言われていましたが、先日行われました審査の場におきましては、その時にそういうふうにある程度詳しくお聞きし、説明をしていただければ、もう少し私も理解できたと思いますが、先日の委員会では、委員からの質問に対しましても、請願に書かれていないからわからないとか、根拠はわからない等、質問に対する明確な説明が得られませんでした。そういったことから、この請願の必要性を紹介者の説明からは感じ取れませんでした。

以上の理由で、私は、請願第3号の不採択に賛成といたします。

○議長（土田正雄君） 請願第3号に対する、ほかに討論はございませんか。1番、田中君。

○1番（田中輝夫君） 不採択に賛成の立場で発言をさせていただきます。

先ほど、反対の意見の中にもありましたが、私は、この意見書全てに反対するというふうなものではありませんが、一部どうなのかなというふうなのがあつて、言わせてもらいます。

請願書の中に、食料自給率は38パーセント。他国からの輸入が途絶えたら、6割の人が食べられなくなる、というふうな記載があるというふうなことで、これは本当なのかなというふうな疑問を生じております。食料自給率とは、国内で食べられている食料のどのくらいが国内で生産されているかというふうなことでありまして、今は飽食の時代。もう、作っても食べずに捨てられるというふうな、量もたくさん入って、分母が大きいです。そういうふうなことで、食料自給率のパーセントも変わりますし、先ほど言われていたように、米に対しては、自給率が100パーセントというふうなことであります。

それはさておきまして、その要望でありました、要望事項の1点目。市場に滞留する在庫を政府が買い取り、市場から隔離し、米価下落に歯止めをかけるというふうなことにつきまして、食糧法が無くなって新しい新食糧法では、政府買入はあくまで不測の事態に備えた備蓄米、約100万トン程度ですが、そのために、価格維持の手段ではないというふうなことを新食糧法ではうたわれておりますし、米は市場価格で決まる。需要と供給のバランスで、生産者と販売者、JAなどの取扱業者間で値段が決まる。つまり、市場原理の上で価格が決められてることであつて、政府が決めるものではありません。

これからは、良い米を作るというふうなことも農家の人は必要になってくると思いますが、それが必要だと思います。

それと、米の安定措置でございますが、今は、主要食以外の米、つまり米粉用の米などを生産する契

約者には、現在１０アールあたり８万円だった補助金を今度１０万５,０００円というふうなことに増やすことになっていますし、そのことによって、主食用の米の生産が幾分かでも増えないというふうなことをしています。これは、米価の安定にというふうなこともつながります。

それと、米価が下落した場合には、収入を補てんする制度、収入減少影響緩和交付金等があります。これにつきましては、認定農業者とか集落営農とか新規就農者、そういうふうな人が対象になるんですが、そういうような制度もあります。

それと、政府が買うより、農家の方は交付金を少しでも付けてもらえれば、というふうな考え方の方が多いんじゃないかなというふうに思って、政府が米を買い上げて価格を維持するというふうなのは、少し疑問があるので、これには反対をさせていただきます。

○議長（土田正雄君） 請願第３号に対するほかに討論はございませんか。

〔なし〕

○議長（土田正雄君） その他の議案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案の性質上、分離して採決を行います。

お諮りいたします。議案第５９号及び議案第６７号については、討論がありましたので、議案第５９号及び議案第６７号と議案第６０号から議案第６３号までの決算認定案件４件、議案第６４号及び議案第６５号の条例改正案件２件、議案第６６号の計画策定案件１件、議案第６８号の補正予算案件１件について、それぞれ分離して採決を行います。

お諮りいたします。討論のなかった議案第６０号から議案第６３号までの決算認定案件、議案第６４号及び議案第６５号の条例改正案件、議案第６６号の計画策定案件１件、議案第６８号の補正予算案件１件については、委員長報告はこれを可とするものでありますので、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第６０号、令和２年度矢掛町病院事業会計決算認定について、議案第６１号、令和２年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について、議案第６２号、令和２年度矢掛町水道事業会計決算認定について、議案第６３号、令和２年度矢掛町下水道事業会計決算認定について、議案第６４号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、議案第６５号、矢掛町地域農産加工所設置条例を廃止する条例制定について、議案第６６号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、議案第６８号、令和３年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）については、それぞれ原案のとおり認定可決されました。

次に、討論のあった議案の採決を行います。先ほど、賛成反対、それぞれ討論がありましたので、議案第５９号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決に当たっては案件を可とする原則に従って行います。議案第５９号、令和２年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（土田正雄君） 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第５９号、令和２年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、反対賛成それぞれ討論がありました議案第67号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決に当たっては案件を可とする原則に従って行います。議案第67号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（土田正雄君） 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第67号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

次に、請願第2号及び請願第3号について、これより採決を行います。

お諮りいたします。請願第2号及び請願第3号については、それぞれ討論がありましたので、請願第2号と請願第3号をそれぞれ分離して採決を行います。

お諮りいたします。請願第2号に対する委員長報告は、これを採択とするものでありますが、本案件に対し、先ほど、反対賛成、それぞれ討論がありましたので、起立による採決を行います。なお、採決に当たっては案件を可とする原則に従って行います。請願第2号、少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願について、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（土田正雄君） 起立多数と認めます。御着席ください。よって、請願第2号、少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願は、採択と決しました。

次に、請願第3号について採決を行います。請願第3号に対する委員長報告は、これを不採択とするものでありますが、本案件に対し、先ほど、反対賛成それぞれ討論がありましたので、起立による採決を行います。なお、採決に当たっては案件を可とする原則に従って行います。請願第3号、新型コロナ禍による米の需要改善と米価下落の対策を求める請願については、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（土田正雄君） 起立少数と認めます。御着席ください。よって、請願第3号、新型コロナ禍による米の需要改善と米価下落の対策を求める請願は、不採択と決しました。

お諮りいたします。ただいま、請願第2号については、高月敏文君ほかの皆さんから意見書の提出についての発議案が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、発議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

議案配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔議案書配付〕

○議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第3 発議第5号 少人数学級の拡充及び教職員定数の改善に係る意見書の提出について

**○議長（土田正雄君）** 日程第3、発議第5号、少人数学級の拡充及び教職員定数の改善に係る意見書

の提出についてを議題といたします。なお、本案件に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第39条第2項の規定により、省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。

この際、議会事務局長から発議案を朗読させます。議会事務局長。

**○議会事務局長（守屋裕文君）** 〔意見書朗読記載省略〕

**○議長（土田正雄君）** 朗読が終わりました。ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔なし〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。7番、花川君。

**○7番（花川大志君）** はい。先ほど、委員長報告について反対をした理由が主ですので、重複は避け、特に意見は申し述べませんが、やはり、既に国も自治体も頑張る自治体も、いま、記載された要望趣旨にのっとってしっかりやっている状況。そして、国では、既に法改正がなされ、この教育行政改革に乗り出しているところに、後追いで本請願を出すことは、私は、矛盾を感じるわけであります。

既に実行がスタートしていることに、この請願を出すことについては、私は、やはり賛意を催すことはありません。よって、この本議案については反対をいたします。

**○議長（土田正雄君）** ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。これより採決を行います。先ほど、反対討論がありましたので、起立により採決を行います。なお、採決に当たっては案件を可とする原則に従って行います。

発議第5号、少人数学級の拡充及び教職員定数の改善に係る意見書の提出について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（土田正雄君）** 起立多数と認めます。御着席ください。よって、発議第5号、少人数学級の拡充及び教職員定数の改善に係る意見書の提出については、原案のとおり措置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま、山野豊久君ほかの皆さんから意見書の提出についての発議案が提出されました。

また、町長より、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）についての補正予算案件1件の追加上程がありましたので、議会運営委員会開催のため暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

ここで、お知らせします。この後、10時35分から議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆様には、委員会室に御参集ください。休憩。

〔暫時休憩〕

~~~~~

○議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま山野豊久君ほかの皆さんから、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての発議案が提出されました。

また、町長より、議案第70号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）についての追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。ここで、議案配付のため暫時休憩をいたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔議案書配付〕

○議長（土田正雄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

**○議長（土田正雄君）** 日程第4、発議第6号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。なお、本案件に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第39条第2項の規定により、省略いたしますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。

この際、議会事務局長から発議案を朗読させます。議会事務局長。

**○議会事務局長（守屋裕文君）** 〔意見書朗読記載省略〕

**○議長（土田正雄君）** 朗読が終わりました。ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います、お諮りいたします。発議第6号は、原案のとおり措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 異議なしと認めます。よって、発議第6号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり措置することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第70号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（土田正雄君） 日程第5、議案第70号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）につ

いてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君） 日程第5，議案第70号，令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について，提案理由を御説明申し上げます。

本議案は，地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

今回の補正額は，1,600万円の増額で，補正後の予算総額は89億3,600万円となります。このタイミングの補正は，困られた方へ早くという私の考え方で提案をさせていただいております。つまり，今回の対応については，皆様方に8月議会運営後，もう予算を提案した後にですね，国のほうから，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。非常に長い名前ですが，その中の事業者支援ということで，非常にシンプルで1,520万円の配分を決定の通知が来たということを受けてのことでございます。

予算の内容については，非常に中身を見ていただければ，交付金と今現在，当初予算に計上している折り込みの不用額。残額ですね。これの組替え等であります。

内容については，企画財政課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○議長（土田正雄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

次に，議案の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（松嶋良治君） 〔議案第70号について説明記載省略〕

○議長（土田正雄君） 提案理由及び議案の説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第70号は，所管の常任委員会に付託し，審査をお願いしたと思いますが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって，議案第70号，令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）については，所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託することに決しました。

予算決算常任委員会をこの後11時10分から，3階の大会議室で開催いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。

お諮りします。この際，昼食などのため午後1時まで休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって，午後1時まで休憩します。休憩。

午前11時 5分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（土田正雄君） 休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

**○議長（土田正雄君）** 議案第70号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について、委員長報告を行います。

それでは、予算決算常任委員長、田中輝夫君、お願いいたします。1番、田中君。

**○1番（田中輝夫君）** それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

本日の本会議において付託を受けました、議案第70号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について、議案審査のため、本日午前11時10分より予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長以下関係職員の出席を求め、質疑応答により慎重に審査をいたしました。

詳細な内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要について御報告します。

本委員会に付託されました、議案第70号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）の審査内容についてであります。町長より詳細な説明を受けた後、商工費の対面事業等一時支援金、交通事業者支援金について質疑応答を行い、事業内容を確認いたしました。

また、宿泊施設事業継続支援金については、支援金制度の内容などの質疑応答を行い、支援金の支出先などの確認をしました。この中では、支援金が町内の宿泊施設の運営にのみ使われるのか心配であることなどの意見がありました。

審査の結果、賛成多数で原案を了とした次第であります。なお、執行部におかれましては、本委員会での意見・要望等に十分留意され、なお一層適切な事務事業の執行に努められますよう、求めるものであります。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果であります。不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（土田正雄君）** それでは、委員長から付託案件の審査報告がありました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（土田正雄君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。5番、石井君。

**○5番（石井信行君）** 第70号議案に反対討論します。

先ほどの決算委員会の時にも言ったんですが、モニターツアーの2,250万、これ全てシャンテに入っていることがさっきわかりました。あかつきの蔵、蔵INN KURABI、蔵INN KAMON、それから、これはシャンテが経営しているというふうなお話、さっき伺いました。で、矢掛屋は、株式会社矢掛屋がしている。シャンテとは別物だという説明がありましたが、ちょっと首をかしげながら聞きました。で、このコロナを乗り越えた後にも同じような、またこういう補助を出して、また立て直さなければいけないというようなことになりはしないかという懸念も出されました。しかし、そんな先のことは誰にもわからんというような話もあったんですが。

私、議員になってから、あそこ、矢掛屋はうるさい。寝られん。騒音防止をしてくれ。騒音防止工事、防音壁を造ります。お風呂に入りにくい。地元の者が風呂に入るから、泊まり客が入りにくいんで、風呂を造ってくれ。で、風呂造りました。こういうふうなかたちで、予算が次々次々つぎ込まれてきましたが、この同じパターンで、またこの790万のお金をつぎ込んだらうまくいくのかどうかというのがわからない。コロナがあるからわからないということで、駄目ならまた入れる。しかも、この矢掛屋は、

この矢掛の観光振興にとってのメインエンジンだということを、私、議員になって最初の年に町長に教えられまして、メインエンジンが潰れたら大変なんだということは、言われて、あ、そうかなと思ったんですが、ずうっと見てて、矢掛屋が黒字になったことがあるんだろうかという疑問です。これから全員協議会の場で、そういう経営実態が出るのか出ないのかわかりませんが、非常にその不安定な経営が続いてて、予約して、金券をもらったから予約をして行ったら、ちょっと今日は、人数、職員が少ないからまたにしてくれと帰されたと何人か聞きましたから、どうもうまくいってるのかなという思い、矢掛屋についてですが、持っています。

で、こうゆうふうにお金を次から次へとつぎ込むことによって、それが、矢掛屋の為になって、町民全体に潤っていくのかという、非常に疑問です。ですから、町民の利益にならないのではないかな。非常に深い強い疑念を持っていますので、反対討論とします。

**○議長（土田正雄君）** ほかに討論はありませんか。4番、小塚君。

**○4番（小塚郁夫君）** 賛成の立場から討論します。

コロナ禍の中で緊急事態宣言やまん延防止重点措置などで外出ができない中、自粛が続いています。賑わいづくりを進める上で、私は原案に賛成します。

**○議長（土田正雄君）** ほかに討論はありませんか。7番、花川君。

**○7番（花川大志君）** 当該補正予算の内容を賛成の立場から討論をさせていただきます。

コロナ禍に沈んでいるまちにとって、困った人に手を差し伸べるという執行部の考えは町民利益にかなうものであります。また、受益者は、では、一体誰なのか。これは、補助を受けるその組織だけではありません。それを、そのことによって利用される町民あるいは町外の方。こういった方々に安心安全に宿を使っていただく対策も含めて、この施設が、コロナ禍の中でも有効にお客様を迎え入れるその素地になると私は考えております。

観光振興、賑わいづくりのフラッグシップたる矢掛屋が、お客様を受け入れる限り、町筋あるいは町近郊の小売業、飲食店、そこにも必ず経済効果が波及するものと私は思っております。これは、すなわち、矢掛町にとっての利益だと思います。元よりこの財源は、国からのコロナ対策に対する補正予算の予算、お金でございます。正にこれは、お金を頂戴した目的に沿うものと考えます。よって私は、本補正予算の内容に賛成をいたします。

**○議長（土田正雄君）** ほかに討論はありませんか。

〔なし〕

**○議長（土田正雄君）** 討論を終結いたします。

これより採決を行います。先ほど、反対賛成、それぞれ討論がありましたので、議案第70号について、ただいまから起立により採決を行います。なお、採決に当たっては案件を可とする原則に従って行います。

議案第70号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について、案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（土田正雄君）** ありがとうございます。起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第70号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

~~~~~


○議長（土田正雄君） お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会での調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期、日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

さらに、お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって第4回矢掛町議会第3回定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土田正雄君） 異議なしと認めます。よって、第4回矢掛町議会第3回定例会は、閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山野通彦君） 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和3年第4回矢掛町議会第3回定例会につきましては、14日間の会期でありましたが、上程いたしました人事案件、決算認定及び条例改正など、また、本日上程いたしました追加議案を含めて、計16議案につきまして、慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり御決定をいただきまして、まことにありがとうございました。議案審議並びに一般質問などで賜りました御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

さて、社会情勢では、新型コロナウイルス感染症が、全国的には新規感染者数が減少傾向にあり、岡山県におきましては、今月12日までで緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置に移行いたしました。このデルタ株の恐ろしさを考えますと、今後も強い危機感を持ち、ワクチン接種後も各自が感染防止対策を継続する必要があると思っております。現在のワクチンの接種率でございますが、1回目で82.68パーセント。2回目が77.63パーセントであります。いま、情報、近隣のが入ってきておりますが、抜群のトップという状況でございます。これも非常に、町民の皆様が真剣に考えてくださった賜物だろうと思っておりますが、さらに、これを希望される方に、全員に対応すべきだと考えております。

先般の議会で報告いたしました再開のワクチン接種予約を9月10日に開始しております。この人たちの接種は、9月27日再開というふうになります。徐々に予約が入っている状況でありますので、御報告申し上げます。

町民の皆様には、町を始め、国や県から発信される情報を元に、冷静な行動をお願いいたすとともに、感染拡大防止のため、引き続きマスクの着用や手指消毒などの基本的な感染予防を重ねてお願いいたします。

そうした中で、政治情勢では、大きな動きがありまして、菅首相が新型コロナウイルスへの対応に専念することを理由に、再選に向けた総裁選不出馬を表明されました。自民党総裁選や衆議院議員選挙など、今後の動向に傾注し、町政への影響につきましては、これまで以上に注意していく必要があると思っております。

最後になりましたが、本年度事業につきましては、引き続き、住民の期待する事業、要望に配慮した事業を円滑に進めていく所存でございますので、どうか、議員の皆様には、一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

本日は、大変ありがとうございました。

○議長（土田正雄君） 以上をもちまして、閉会といたします。

なお、この後、13時30分から、議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には3階大会議室へ御参集ください。

それでは、皆さん、お疲れ様でした。

午後1時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会 議長

矢掛町議会 議員

矢掛町議会 議員